

平成28年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成28年3月9日（水曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員（14名）

議長	小 関 勝 教 君
副議長	土 井 敏 興 君
1 番	森 川 明 君
2 番	吉 岡 建二郎 君
3 番	松 山 教 宗 君
4 番	川 上 美 樹 君
5 番	楠 徹 也 君
6 番	本 郷 幸 治 君
7 番	吉 岡 文 子 君
8 番	山 崎 一 広 君
9 番	桜 井 龍 雄 君
10 番	谷 村 知 重 君
11 番	丸 山 文 靖 君
13 番	金 子 義 彦 君

◎出席説明員

市 長	高 橋 幹 夫 君
副 市 長	藤 井 英 昭 君
総 務 部 長	中 平 匡 司 君
市 民 部 長	村 谷 宗 義 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	千 葉 一 夫 君
経 済 部 長	市 川 厚 記 君
都市整備部長	本 田 弘 明 君
市立美唄病院事務局長	高 倉 雄 治 君

消 防 長	後 藤 樹 人 君
総務部総務課長	佐 藤 崇 君
総務部総務課主幹	村 上 孝 徳 君

教育委員会委員長	高 橋 泰 浄 君
教育委員会教育長	早 瀬 公 平 君
教育委員会教育部長	伊 藤 敦 史 君

選挙管理委員会委員長	竹 山 哲 郎 君
選挙管理委員会事務局長	佐 藤 崇 君

農業委員会会長	小 川 俊 美 君
農業委員会事務局長	吉 村 清 孝 君

監 査 委 員	星 野 恒 徳 君
監査事務局長	渋谷 裕 子 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	三 上 忠 君
次 長	濱 砂 邦 昭 君

午前10時00分 開議

●議長小関勝教君 これより、本日の会議を開きます。

●議長小関勝教君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

5 番 楠徹也議員、
6 番 本郷幸治議員
を指名いたします。

●議長小関勝教君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

4 番、川上美樹議員。

● 4 番川上美樹議員（登壇） 平成 28 年、第 1 回市議会定例会におきまして、大綱 4 点につきまして、市長ならびに教育長にお伺いいたします。

まずは、大綱 1 点目として、福祉行政に関して市長に伺います。

1 点目は、平成 27 年における健康推進事業についてです。

本市では、市民が健康な生活を送ることができるよう、各ライフステージで生じやすい健康や、生活の潜在化している問題を把握し、解決していくために、健診や家庭訪問、健康相談を総合的に行い、きめ細やかな支援をさまざまな事業を通して行っているところと思います。

小学校区単位で取り組んできた健康づくり、組織との協働、地域ごとの課題に応じた食や運動、こころの健康づくりについて継続的に行ってきたことと思います。

本市の三大死因である「がん」、「心疾患」、「脳血管疾患・肺炎」は、若年層からの生活習慣などが関与するため心身の疾患を予防する、「一次予防」が重要かと思います。

本市は大変活発に、乳幼児期から後期高齢期までさまざまな健康推進事業を展開しているところと見受けられ、今後も同様に行っていただきたいと願います。

さて、この健康推進事業についての平成 27 年における主な事業とその成果について、また本市における特徴や今後の課題について伺います。

次に、2 点目として、保健師の役割とその活動状況についてであります。

保健師の仕事を一言で表すと「人々が病気になるのを予防し、心身ともに健康な状態で生活ができるよう手助けすること」であり、医師や看護師が病気やけがの治療が主なのに対し、保健師は予防や健康増進をすることを役割としています。

具体的には、健康診断による疾病の早期発見及び、このままでは将来的に病気になるであろうと思われる「予備軍」を発見し、適切な食事や生活指導を行うことで、病気になるのを防ぎ、健康にまつわる心配事の相談にのり、一般の方が知らない「健康」に関する知識を広め、必要な場合は医療機関への受診を促すことも保健師の役割かと思えます。

人の一生に欠かせない「健康」に関する相談を受け、指導する保健師の仕事の対象は、乳児から高齢者までと幅広く、年齢によって指導内容も全く異なるため、幅広い知識と広い視野が求められますが、本市における保健師の役割や今年度の活動状況に付いて伺います。

次に、大綱 2 点目として、公共施設等総合管理計画について、市長にお伺いします。

平成 27 年度は、地方創生元年といわれ、平成 28 年度より具体的事業を本格的に推進する段階へと入っていきます。

本市では平成 21 年 1 月に「美唄市財政健全化計画」を策定し、平成 28 年 3 月をもって達成する見込みと伺っております。これは本市の懸命な努力の成果であることは間違いありません。

しかしながら、本市の財政健全化の取り組みが不要となったわけではなく、今後もたゆまぬ健全化への取り組みが必要である事は言う

までもありません。特に健全化判断比率の4指標については、連結実質赤字比率、病院事業会計の資金不足比率の数値が改善するなど、好転の兆しはあるものの、他の指標については夕張市について、ワースト2位の順位となっております。

このような状況の中、本市における公共施設やインフラの老朽化対策は、最重要課題の一つであります。

これまで、住民サービス向上のため、公共施設を計画的に整備してきたかと思いますが、一斉に更新時期を迎えることとなってきた現在、財政負担が大きくなるのしかかってくるようになります。さらに、自ら所有する公共施設等の状況が正確に把握できているのかなど、公共施設のマネジメントの最適化・集約化を行い、建て替えや長寿命化が必要であると感じます。

税収入や交付税が減少する中、潤沢な財源が新たにない厳しい財政制約のある中、どう策定していくのか、また少子高齢化の「人口構造」により利用者減、利用する人も変わってくることにへの対応も考える必要があるかと思えます。

そこで、公共施設等総合管理計画策定状況について、1点目として、計画期間、庁内連携体制などの基本的方針について。

2点目として、平成27年度の策定状況と平成28年度のスケジュールについて。

3点目として、財政健全化計画終了後の最重要課題と思われる公共施設等の管理・整理方針について伺います。

次に、大綱3点目として、近年変化する気象状況に対応した除排雪事業について、市長

にお伺いします。

まず、1つ目としまして、近年の除排雪事業の課題についてお伺いします。

地球温暖化が進むと、日本の一部では、短時間に大量に降り積もる、いわゆる「ドカ雪」が降りやすくなることが昨年の12月30日、気象庁研究所の研究で分かりました。しんと静かに降る日本の降雪風景が変わる可能性があります。

今後、短時間で大量に降り積もる雪に、市民も除雪請負業者も、大変な毎日をおくっているところであり、先般の臨時議会におきましても、除排雪事業に8,000万の補正予算が組まれたところでもあります。

気象研究所が最新のデータベースをもとに将来予測を計算したところ、北陸や北海道の山間部では、10年に1度という頻度で起こる規模の大雪の量は、むしろ増えることが判明したとの研究結果も出たところと聞いております。

実際にこの美唄市におきましても、1月に入ってから大雪が続き、特に一人暮らしの高齢者宅を始め、除排雪請負業社からも、その苦勞を耳にします。

現在、美唄市における今年の累積降雪量は、2月9日現在で730センチメートルであり、昨年3月末の715センチメートルを既に超えております。過去の観測例をみますと、平成22年は3月末時点で69センチメートルに対し、平成23年では1,437センチメートル、これは昭和42年からの観測史上1位であり、また、翌年、平成24年3月末では、1,211センチメートル、これも昭和42年観測史上3位、翌年平成25年3月末では、1,131センチメー

トル、これも昭和 42 年観測史上 5 位となっており、平成 23 年から累積降雪量が大変、多くなっているのが、分かります。また、除排雪予算の総額は先日の補正予算を含め、5 億 403 万 1,000 円、市内 4 区域に分け、11 月はじめから 3 月 25 日までを 11 業社、機械台数は 108、オペレータ数は 112 人で行っていると伺っております。

今年度の市民からの要望は、どのような内容であるのか、また要望をもとに、今後変化していく降雪状況にどのように対応していくのか伺います。

2 つ目に、除排雪対策本部の設置についてであります。

岩見沢市では、除排雪対策本部を毎年設置し、2 月 8 日から、2 度目の弱者等調査支援班による状況調査を開始したとの報道がありました。

対象 2,539 世帯のうち 1,020 世帯を巡回、うち 4 世帯で応急的支援を行ったとの事ですが、美唄市でも除排雪時による高齢者の死亡事故も発生しており、除排雪対策本部の設置はどうなっているのか、また道や、国の特別措置をいただかなくては、大量の降雪が続いた場合、市内業社だけでは対応しきれない様子も見られますが、これらの対応策について伺います。

次は、大綱 4 点目として、教育行政について教育長にお伺いします。

1 点目として、ICT 教育の現状についてであります。

近年、電子黒板やタブレット端末など、ICT を活用した教育を本格的に実施する自治体が出てきており、児童、生徒が、タブレッ

トを使いながら授業を受ける映像などを目にすることがあります。このような ICT を活用した教育活動の動きは全国的に広がりを見せ始めているようであります。

現在、急速に発展を遂げている情報化の動きは、今後さらに加速化していくものと見込まれます。児童、生徒が活躍する将来の社会の中では、一層、情報活用能力が求められていくのではないかと考えられます。

財政力のある自治体では、先行して ICT 教育を進められる一方、本市のような財政健全化計画終了後も、まだまだ厳しい財政力の中、思うように進められない状況にあり、その格差が開いていくことが懸念されるところであります。

そこで、まず、本市の小中学校における ICT 機器の導入状況について、使用されている機器や、授業などでの活用状況について伺います。

2 点目として、ICT 教育の、今後の方向性についてであります。

これまでのような知識注入型の授業方法にとどまらず、ICT の活用で動画や画像、音声、データなどを使って、児童、生徒の興味や関心を引き出しながら、楽しく学ぶことによって、教育の質を高め、学力の定着に結びつけることが、今後、ますます必要になってくるのではないかと感じます。

そこで、本市では今後、どのような考え方に基づいて ICT 教育を進めていくのか、その方向性について伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 川上議員の質問に答えいたします。

初めに、福祉行政について、誰もが健康で生き生きと暮らせるまちづくりについてですが、主な健康増進事業としましては、ヘルシーライフ 21 第 2 期計画に基づき、妊娠期から乳幼児期の母子保健事業、生活習慣病やがんの早期発見のための各種健診事業、自殺防止のためのこころの健康づくり事業、高齢者の生きがいと健康づくり事業を実施しているほか、保健推進員、食生活改善推進員、運動推進員といった健康づくり組織と協働して進めているところであります。

成果としましては、メタボ予防及び介護予防のための「びー助健康体操」や「貯筋体操」が各地域において自主的に継続して行われており、また、世代間交流事業等もあわせて地域に根ざした諸活動が展開されております。

その特徴としまして、自主的な組織は、町内会や民生児童委員のほか行政、学校、地区の交番などと顔の見える連携を深め、まさに地域づくりの活動として発展しており、地域コミュニティーを基盤として地域に根ざした健康づくりが図られていると認識しております。

今後の課題としましては、こうした活動の継続を維持することに加えて、疾病や介護予防のための正しい健康情報をきめ細かく提供し、必要な相談や支援・医療を受けることができる包括的な仕組みづくりを効果的に推進させていくほか、働き盛りの世代や子育て、介護中などライフスタイルによって、自らの健康を意識しづらい環境にある方々にアプローチし、健康増進事業に参加していただくことが必要と考えております。

次に、保健師の役割と活動状況についてで

ありますが、保健師は、生活や健康上の問題を抱える方とその家族を含めた方々の相談に応じて必要な支援を行うほか、問題を作り出している要因等を把握し、問題解決と予防のために、身近な環境にまで働きかけを行い、個人に加えて地域の健康づくりを推進する役割を担っております。

活動としましては、地区毎に担当保健師を配置し、家庭訪問・健康相談・健康教育を通して生活や健康上の問題を解決するために健康づくり組織、町内会、民生児童委員など地域の方々と健康問題を共有し、取り組んでいるところであります。

こうした活動の積み重ねにより町内会、民生児童委員などさまざまな方とのネットワークの強化が図られ、結果として市民のニーズを早期に保健師活動へ繋ぐことができております。

本年度これまでに保健師が、地域住民とともにやってきた地域づくり活動が、ソーシャルキャピタルの醸成向上に寄与しているとの評価を受けて、北海道公衆衛生協会賞を受賞したほか、全国保健師長会青森支部研修会に招かれ実践発表を行うなど、全道、全国においても高い評価をいただいたところであります。

次に、公共施設等総合管理計画の策定についてですが、初めに、計画期間につきましては、平成 29 年度から平成 58 年度の 30 年間としており、庁内連携体制につきましては、平成 26 年 8 月 1 日に設置した、庁内の関係部長職を構成員とする、美唄市ストックマネジメント推進検討職員会議や関係課長職を構成員とした同連絡調整会議において、公共

施設の統廃合や再配置、運営、維持管理に関する庁内調整を行っているところであります。

次に、平成 27 年度の策定状況についてありますが、公共施設等・インフラの現状整理や長期の更新費用等の推計、人口・年代別の人口や、財政の長期的な見通しなど、公共施設等の現状及び将来の見通しの整理のほか、問題点・課題の検討を行い、公共施設白書として、本年度中に取りまとめることとしております。

また、平成 28 年度のスケジュールについてありますが、本年 4 月 28 日に市民会館で開催する、公共施設シンポジウム場で、施設の現状と課題点や、施設更新の必要性などについて、市民の皆さんと情報を共有するとともに、自治組織代表者会議やまちづくり地区懇談会での意見交換を行うこととしております。

その上で、公共施設全体の管理に関する基本方針の立案や現状分析を踏まえた基本認識により、今後の公共施設等の管理に関する考え方を整理することとし、本年 10 月下旬に計画素案を確定し、来年 1 月上旬から下旬にかけて、パブリック・コメント手続きの後、3 月下旬に計画として完成する予定であります。

次に、公共施設等の管理・整備方針についてありますが、本市は、これまで、市民ニーズの多様化や、少子高齢化等に対応し、学校教育施設、公営住宅、福祉施設等の公共施設や道路、橋りょう、上下水道等のインフラ施設を計画的に整備を行ってきたところであります。

今後、これらの施設の多くが完成後 30 年以上を経過し、施設設備の老朽化や利用性・安

全性が懸念される施設も生じるほか、このまま、従前と同様に施設を維持・使用し続けると、多くの施設で更新費用が多額となるため、財政が逼迫することが必至であると考えております。

そのため、施設の老朽化対策と併せ、人口減少等に伴う、市民の需要の変化を踏まえた公共施設の適正配置のため、市民との情報の共有や意見交換のもと、財政推計など、本市の長期的な財政状況を鑑みながら、公共施設の管理に取り組んで行くことが重要であると考えております。

次に、除排雪事業について、近年の除排雪事業の課題についてありますが、市民からの要望は主なものとしまして、道路が狭い、雪山で見通しが悪いなどありますが、特に空き地の雪山排雪要望に関する問い合わせが多く寄せられており、市民の方々が雪を捨てる場所として重要な役割を担っておりますが、今年度のような集中的に降雪があった場合は、市直営のみの排雪では時間を要することから、通行に支障の無いよう業者を総動員し対応したところであります。

また、今後におきましても冬期間安全で安心して通行できる道路を確保するために、降雪状況に応じたパトロールを充実させ除排雪を行っていきたいと考えております。

次に、豪雪対策本部につきましましては、美唄市豪雪対策マニュアルの道路交通網の確保及び除排雪計画に基づき、レベルⅢの緊急除雪体制により、除雪開始から 2 日以内の時間を要すると見込まれる場合、豪雪対策本部を設置し、市のみでの対応が難しいと判断した場合は、北海道などの関係機関に協力要請を行

うこととしております。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） 川上議員の質問にお答えいたします。

I C T教育についてであります。初めに、美唄市の小中学校における I C T機器の導入状況を種類別で申し上げます。

教育用パソコンにつきましては、小中学校ともに、授業中に1人1台が割り当たるよう配置しております。このうち、教室を離れて自由に使用することができるタブレット端末等につきましては、中学校において学校規模に応じ2台から9台を備えております。また、実物投影機とプロジェクターにつきましても、全ての小中学校に配備しております。

次に、授業などでの活用状況についてですが、現在、各教科をはじめ、特別活動や総合的な学習の時間など、特別支援学級を含め、教育活動のさまざまな場面において、デジタルテレビや実物投影機、タブレット端末等を効果的に活用した指導が行われております。

具体的な活用の場面で申し上げますと、「体験学習、実験・観察等を行い、その情報を映像やデータ等で記録する活動」、「実体験とデータ等を合わせて理解を深めたり、思考力を高めたりする活動」、「記録した映像を見直しながら話し合うことにより、新たな気づきを得たりする活動」などがあげられます。また、中学校においては、電子黒板の機能をもったプロジェクターを平成26年度に購入し、理科の授業等で、論理的な思考を深める際などに、視覚的な情報を共有しながらグループで学び合う、協働的な学習の場面などで活用しているところです。

次に、I C T教育に関する今後の方向性についてであります。I C Tの急速な発展は、私たちの日常生活やライフスタイルに大きな影響を与えるものであり、今後も世界的規模で進行していくことが予想されます。国においては、今後策定する新成長戦略の中で、I C T関連教育の強化を検討する動きが始まっております。

このような高度情報化社会において、未来を担う子どもたちが、社会の変化に主体的に対応していく資質や能力を身に付けることは、喫緊の課題の一つであり、美唄市においても、義務教育9年間を見通し、発達段階に応じた情報教育の推進を図っていく必要があると考えております。このことを踏まえ、各学校においては、子どもがコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用することができるよう、教育環境の整備とともに、指導方法や指導技術の充実に努める必要があります。

今後も、情報モラル教育を並行して進めながら、実体験を客観的な視点から見つめ直したり、デジタル教材を活用して視覚支援を図るなどして、基礎学力の定着はもとより、思考力や表現力が身に付くよう、I C Tの活用に取り組んでまいります。

●議長小関勝教君 4番、川上美樹議員。

●4番川上美樹議員 自席から再質問いたします。

まずは、大綱1点目ですが、全国保健師長会で本市の主任保健師が講演を行ったことにつきましても、本市における健康増進事業が全国的に見ても、大変積極的に活発に行われている現われと感じます。

本市の保健師を中心に行っているこれらの有意義な健康推進事業は、高齢者だけでなく、特に、乳幼児をもつ若い保護者の方に、子育てについての悩みや不安を解消するため、また、子どもの基本的な生活習慣等をどのように身につけさせていくかなどを、事業を通じて保護者との交流を継続的に行うべきかと思っています。

そのためには、まず、参加者を少しでも増加させるべきと考えます。その手段としてですが、例えば、長沼町では、町民の健康づくりの推進と住民の福祉の増進を図るため、「長沼町健康ポイントカード」により、健康づくり推進事業による助成を利用していただくためのカードを発行しています。

本市におきましても、本市で行っている健康推進事業について、まだまだご存知でない方々も多くいらっしゃるかと思いますので、より一層のPRとともに、健康ポイントカードなどを作成し、温泉施設やパークゴルフ場、温水プールなどを活用していただくことで、さらなる健康増進に繋がっていくと考えますが、市長のお考えを伺います。

大綱2点目ですが、コンパクトシティの実現に向け、これらの公共施設等を複合的な施設体系にしていくことはいかがでしょうか。

その最大の目的は、「地域住民が世代を超えて集える場所をつくる」ことです。例をあげますと、名古屋市では、総合病院と、学生が利用する図書館や自習室、助産所、高齢者の福祉施設や住宅の他、公共施設のみでなく民間が行う施設も併設し、世代を超えた、地域の方々が便利で安心して集うことができるまちづくりの、大きなネットワークになっている

との事で、このような事例もぜひ参考にさせていただきたいと思いますが、市長のお考えを伺います。

大綱3点目についてですが、本市の高齢化率は約40%となっており、多くの高齢者世帯が業社等に頼まずに、自ら除雪作業を行っているように見受けられ、残念ながら、痛ましい死亡事故が起きています。

高齢者世帯への除排雪支援について、どのような体制になっているのか、市長に伺います。

大綱4点目ですが、財政状況が極めて厳しい中で、機器の充実を図ることは、難しいものがあると思います。現在導入されているものを、特定の先生だけでなく、どの先生も十分に活用できるようになることが、当面の課題かと思っています。

そこで、先生方のICTを効果的に使うための技術や技能をどのように向上させていくのか、具体的な研修や研究活動をどのように充実させていくのか、教育長に伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 川上議員の質問にお答えいたします。

初めに、健康ポイントカード等による健康づくり推進事業についてであります。健康づくり推進事業の実施にあたりましては、広く市民の皆様に参加していただくことが重要であり、温泉施設やスポーツ施設の活用は、健康増進事業を展開するうえで、有効的な手段になるものと考えるところであります。

健康ポイントカード等による健康づくり推進事業につきましては、長沼町及び栗山町の事例や千葉県浦安市や岡山県岡山市などによ

る、産学官連携した実証実験の取り組みについても、承知しているところであります。

本市にとって、どのような方法が健康づくりを進めるうえで、市民にとって魅力的でより効果的かなど、先進事例について調査研究してまいりたいと考えております。

次に、複合的な施設整備に対する考え方についてであります。コンパクトなまちづくりを進めるうえでは、市民の需要に応え、効率的、効果的な公共施設の維持管理を行うことが、重要であると考えております。

そのため、この計画においては、集会施設やスポーツ施設、学校施設といった施設類型ごとの管理に関する基本方針を定めることとしており、個々の施設の整備計画や適正配置等に関しては、個々の計画の中で検討を行うこととしております。

いずれにいたしましても、庁内組織での議論はもとより、市民との情報の共有や協議など、市民と一体となって、公共施設の再編に向けて取り組んでまいります。

次に、高齢者世帯への支援についてであります。市の福祉施策としましては、自力で除雪作業が困難で低所得の高齢者世帯等に対して、除雪車が通過した後に玄関先等に残った雪を処理する間口除雪、家屋の倒壊防止や避難口の確保を目的に屋根や窓周りの除雪を行う福祉除雪を行っており、今後もこれらの施策を継続し、高齢者等の支援に努めてまいります。

また、社会福祉協議会では企業や民間団体によるボランティア除雪を行っており、福祉除雪の対象とならないより広範な世帯へのご支援をいただいているところであり、市とし

ましてはボランティア除雪に役立てていただくよう除雪機2台と軽トラックを社協に貸し出し、ボランティア活動の支援に努めているところであります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長早瀬公平君 川上議員の質問にお答えいたします。

教職員のICTに係る研修等についてであります。コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用については、小学校段階において、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作を身に付けることに重点を置いた学習活動を行い、中学校段階においては、情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できる情報活用能力を育成するための学習活動を充実することが必要であります。

そのため、教師は、情報手段の操作に習熟するよう努めるとともに、それぞれの情報手段の特性を理解し、デジタル教材の研究や、指導の効果を高める方法について、組織的に研究を深めていくことが大切であります。

これまで、教職員の専門研修として、道立教育研究所や道立特別支援教育センター、空知教育センターでの講座を活用し、情報処理教育に関する研修などを受講してきております。

美唄市では、中学校において、ICTの活用を力を発揮している教師を中心として学校全体でICT教育の充実に取り組み、成果につなげている例もあることから、学校間の情報連携がスムーズに行える研修の機会を設け、優れた実践例が全市に波及していくよう努めてまいります。

また、各学校を対象として年2回ずつ実施

しているICT研修により、教職員の資質能力の向上と、児童生徒の主体的な学びを引き出す指導力の向上を目指して取り組んでまいります。

●議長小関勝教君 次に移ります。

7番、吉岡文子議員。

●7番吉岡文子議員（登壇） 2016年第1回市議会定例会にあたり、大綱2点にわたり、市長及び教育長に質問をいたします。

この時期の気候を表すのに三寒四温という言葉があります。まるで春の陽気が続いたかと思うと、今日のように強風、低温となり、こんな陽気を繰り返しながら、春が近づくということなのでしょう。

さて、東日本大震災からこの3月11日で、5年が過ぎようとしています。しかし、岩手、宮城、福島の3県では、今なお6万人近い被災者がプレハブ等の応急仮設住宅での暮らしを余儀なくされています。災害公営住宅は、3県の合計でも計画戸数の3万戸の半数にも届いていません。完成率が2割以下だった昨年と比べると、一定の前進はありましたが、資材の高騰や人手不足が完成を遅らせているということです。また、せっかく入居できた災害公営住宅でも、安心できないといえます。各地の被災者が集まっている状態で、住民同士の関係が希薄であり、一人暮らしの高齢者が多く、孤独死などの不安を抱える住民も少なくないと言われています。地震や津波から助かった命を大切にする政治が今、求められていると痛感しています。そして国民一人一人があな災害を忘れず、心にしっかりと刻み込みながら、被災地、被災者への援助を途切れさせないことが大事だと考えます。

大綱の1点目は、市政執行方針について、市長にお伺いをいたします。

その1点目は、情報化推進についてです。

執行方針の中では、ホームページやSNSにより、市民生活に身近な情報をきめ細かく提供となっておりますが、市民のホームページやSNS利用の実態把握について、どのような状態なのか、お伺いをいたします。

また、情報が行き届かない市民への対応についてということですが、高齢者だけでなく、スマホやインターネット環境から遠い市民への情報はどうするのか。情報の提供の公平性が保たれるために、どのような方策があるのか、お伺いをいたします。

市政執行方針の2点目は、子育て支援について、お伺いをいたします。

ピパの子保育園を3月5日の内覧会において、先行して見学させていただきました。いまだに3つの保育所を統合することへの疑問は拭いきれないものがありますが、関係各位におかれましては、新しい保育園の希望、期待を持っての開園であること、関係者の方々の言葉、振る舞いにもあふれているようでした。

執行方針には、ピパの子保育園の特色ある保育と述べられておられました。どのような点で特色あるとされるのか、お伺いをいたします。

また、保育所の給食についてですが、この点については、以前から訴えておりますが、年長児への施設内米飯の提供についての考え方は、どのようなになっているのでしょうか。食育の観点からも、認可保育所と認定こども園、3歳、4歳、5歳児について、冷たい主食と、

温かい副食という給食の内容となっているのが現状です。おいしいはずの給食も残念な思いをしている子どもも多いのではないのでしょうか。長年続けてきたこの実態について、誰かが声を上げなければが変わりません。改めて、温かい主食の提供について、お考えをお伺いいたします。

子育て支援の3点目は、病児病後児保育について、お伺いをいたします。

この点についても、私はかねてから子育て支援の観点から、必要性を訴えてきた者として、やっとなのかという思いを強くしています。改めて、この事業について、国や道、市の負担はどのようなものなのか。

また、近隣自治体においての実施状況は、どのようになっているのかについて、お伺いをいたします。

市政執行方針の3点目は、ごみ処理について、お伺いをいたします。

改めて、可燃ごみの多くを占める雑紙について、収集の考え方がないものかどうか、これまでの議論経過では、収集車での方法が困難だということでしたが、現在、環境課で進めている小型家電や古着のように、市民持ち込みでの収集は可能ではないかと思われしますが、その点について、お伺いをいたします。

また、生ごみの堆肥化についてですが、分ければ資源、混ぜてしまえばごみとなる中で、循環型社会の形成に向けて、大きな1歩となった事業だと認識しています。改めて、生ごみ堆肥化の計画量の推移と、その堆肥の市民還元の方法について、お伺いをいたします。

市政執行方針の4点目は、行財政運営について、グループ制から係制への移行について、

お伺いをいたします。

そもそもグループ制の導入の議論経過、導入後の取り組み、評価と総括、これらについて、どのようになっているのか、お伺いをいたします。

大綱の2点目は、教育行政執行方針について、教育長にお伺いをいたします。

その1点目は、栄幼稚園についてです。教育行政執行方針の中では、将来的に園児数の減少や施設となるアルテピアッツァ美唄美術館の来訪者の増加などが想定され、幼稚園や園児を取り巻く環境が変化していくことが見込まれることから、施設のあり方に関し、具体的な検討を行うとあります。

今後の市内の幼稚園、入園児の予測について、どのようになっているのか。

また、アルテピアッツァの美術館化の方針との関連について理解はするものの、それと栄幼稚園の運営がどのように関連づけられるのかについて、お伺いをいたします。

教育行政執行方針の2点目は、学校の適正配置の検討について、お伺いをいたします。

正直申し上げまして、今回のこの執行方針にこの辺が入ったことについては、違和感を感じざるを得ません。今までの経過から言えば、適正配置については、地域からの要望、声が最優先事項であって、行政が先行して議論することはなかったと認識しております。なぜ今なのかと疑問に思うところがいっぱいです。

今後の市内の小学校、中学校の児童生徒の予測について、教育委員会としてどのように把握しているのか、お伺いをいたします。

教育行政の3点目は、図書館についてお伺

いをいたします。

情報提供の充実と執行方針の中で述べられておりましたけれども、市民からの要望にきめ細かく応えるためにも、職員自身のためにも、住民のためにも、図書館司書の資格を持つ職員は重要であると考えます。

改めて図書館の現状について蔵書冊数総数と、市民1人あたりの冊数について、現在、また10年、20年前の数字をお伺いするとともに、現行の職員体制について、図書館司書を持つ職員については、何人おられるのか、お伺いをいたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えいたします。

初めに、市政執行方針について、情報化推進についてであります。市民のホームページやSNS利用の実態把握につきましては、平成25年度に実施したまちづくり市民アンケートの結果では、インターネット環境に関して、自宅で活用している方が37.3%となっており、携帯電話やスマートフォンなど、モバイル端末の利用は把握していないところであります。

その一方で、平成27年度に実施した、まちづくり市民アンケートの結果では、市が提供している情報に関して、主に広報紙を読んでいる方の割合が82.9%、主に市のホームページを閲覧している方が3.3%、主に市のフェースブックを閲覧している方が2.1%となっており、このことから、市からの情報の入手に関しては、多くの方が広報紙を活用しているものと認識しております。

次に、情報が行き届かない市民への対応に

つきましては、市民が市の情報を入手する手段は、広報紙が最も多いことから、高度情報化社会への対応と併せ、広報紙の内容に関して、質・量ともに、より一層の充実を図ることが重要であると考えております。

そのため、広報紙の掲載内容に関しては、市民ニーズの高い記事を中心に、市への申請や届出のほか、各種の告知など、掲載ページの増加や紙面構成の工夫を行いながら、市民生活に必要な情報の発信に取り組んでまいります。

次に、子育て支援についてであります。初めに、ピパの子保育園の特色ある保育につきましては、幼児期にさまざまな運動遊びを経験することは、体力の向上や健康増進につながるだけでなく、多様な動きを身に付けることで、事故やけがから身を守るための基礎能力を育むほか、遊びのルールを通して、協調性や公平性、実践的な判断力を育むなど、幼児期の心身の発達に大きな効果をもたらすものと認識しております。

また、日常的に運動遊びに取り組み、運動習慣の定着を図ることは、小学校就学後のスポーツ、運動活動の継続へとつながるものと考えており、この取り組みを継続的かつ効果的に進めていくため、平成28年度においては、日本体育協会が作成した「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム」に基づき、保育士等を対象とした講習会を開催するとともに、ピパの子保育園において、幼児向けスポーツ・運動教室や市内のスポーツ少年団との交流会を実施し、幼児が楽しみながら多様な動きを経験できる運動遊びを、積極的に取り組んでまいります。

次に、給食についてであります、現状といたしましては、3歳児以上の主食は持参となっております。

新たな厨房施設は、全ての児童に対応できる機能を有しているところではありますが、給食費の問題などがありますことから、保護者ニーズの意向や近隣の保育所の状況を調査するなど、検討してまいりたいと考えております。

次に、病児・病後児保育事業についてであります、国では専用スペースまたは事業のための専用施設において、隔離の機能を持った保育室を有すること、職員配置は、利用児童10人につき看護師1名以上、利用児童3人につき保育士1名以上配置することとなっております。

また、運営費に係る負担割合は、国、道、市それぞれ3分の1ずつとされております。

管内の実施状況につきましては、病児・病後児保育ともに対応しているのが岩見沢市と深川市、病後児のみ対応しているのが滝川市となっております。

いずれにいたしましても、病児・病後児保育につきましては、平成28年度中の事業実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、雑紙の収集についてであります、本市における雑紙を限定しての拠点回収につきましては、一般廃棄物処理基本計画の中で、古紙等の資源回収については、町内会や子供会による資源回収を推進することとしており、平成27年6月に町内会へのアンケート調査を行ったところ、約2割の町内会が、古紙回収業者へ雑紙を引き渡しているとの回答を得

たところであります。

このことから、本市といたしましては、ごみの減量化や再資源化の取り組みを推進していくために、雑紙の分別は重要な事と考えているところであります、拠点回収を実施するにあたっては、さまざまな課題もあることから、今後、回収に係る調査・研究を行っていくとともに、廃棄物減量審議会とも具体的な拠点回収の方法や回収対象とする雑紙の種類などについて協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、生ごみ堆肥化についてであります、昨年4月から、生ごみの分別収集を開始し、堆肥を製造しておりますが、生ごみの収集量は、1月末までに1,446トン、1日平均5.6トンで、計画の88%の収集量となっており、市民の皆様の分別に対するご協力もあり、市の指定袋に、生ごみ以外の異物が混入されている割合も少なく、施設稼働後は、大きな機械のトラブルもなく、今日まで順調に経過している状況となっております。

主な工程としては、生ごみの受入後、破袋、除袋、異物を取り除き、水分調整材のもみ殻と混合し、1次発酵、2次発酵を経て、3カ月後に堆肥となり、製造量は年間、約100トン、成分についても品質基準を満たした結果となっております。

次に、堆肥の市民還元の方法についてであります、平成27年度は、堆肥の無償配布を行ったところですが、本年4月からは、主に農業用の「ばら売り」と家庭菜園用の「袋入り」での販売を予定しており、「ばら売り」の堆肥については堆肥化施設で販売し、「袋入り」の堆肥については、JAびばいやJAみ

ねのぶのほか、市内のホームセンター等での販売を予定しており、価格については、市民の皆様が購入しやすい価格で提供できるよう依頼をしたところであります。

今後においても、市民の皆様にごみ堆肥を利用いただきながら、循環型社会の構築を図ってまいりたいと考えております。

次に、行財政運営についてであります。グループ制につきましては、平成 18 年度から一部試行運用し、その後、各所属とのヒアリングや「行政組織等に関する庁内検討委員会」を設置して検討を重ねた結果、これまでの組織の課題等を改善しながら政策課題や市民の要望に迅速に対応するとともに、限られた人材を柔軟かつ効率的に活用することを目的として、平成 23 年度から全庁的に導入したところであります。

制度の運用にあたりましては、各所属とのヒアリング等を基に改善を行ってきたところであり、課内の協業体制や情報交換の定着など一定の効果はあったものと考えておりますが、平成 26 年度に行った職員アンケートでは、グループ制の効果や機能性に対して疑問視する意見や、市民の方から「担当が分かりにくい」との声もあったところであります。

このことから、今後、さらに複雑化・多様化する行政ニーズに、迅速かつ的確に対応するため組織機構を見直すとともに、グループ制から係制に移行し、職位や担当部署の明確化を図り、施策に対する効率的な組織づくりに努めてまいります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えいたします。

初めに、市内幼稚園の在園予定者数の見通しについてであります。平成 27 年度の 3 歳から 5 歳までの栄幼稚園と私立幼稚園 2 園を合わせた園児数は 171 人となっており、市内全体との比較では約 47%が幼稚園に在園していることとなります。

この割合で今後の市内 3 幼稚園の園児数を推計いたしますと、平成 28 年度は 153 人、平成 29 年度は 146 人、平成 30 年度は 152 人、平成 31 年度は 138 人と見込まれ、幼稚園全体では 4 年間で 20%弱減少する見通しとなります。

栄幼稚園につきましては、平成 20 年度以降、定員である 35 人を割り込んでいる状況にあり、また、隣接するアルテピアッツァ美唄については、今後、来訪者数の増加が予想されるところであり、幼稚園の教育活動への影響が懸念されるところであります。

以上のようなことから、美唄市が進めるべき幼稚園教育の方向性を定めました「美唄市幼稚園教育振興計画」に照らして、その実現が可能かどうか、園児の安全確保、教育内容の充実や特別支援教育の継続、幼稚園に関する教育研究の役割、施設改善の可能性など、認定こども園などの他の施設形態も含め、多様な観点から施設の在り方について総合的に検討を行ってまいりたいと考えています。

次に、学校の適正配置の検討についてであります。市教育委員会では、一昨年の 8 月以降、将来の望ましい学校の配置について、教育委員会等において協議を続けてまいりました。そのような中、今後 5 年間の中でも児童生徒数の減少が見込まれるとともに、先般、市で策定した「美唄市人口ビジョン」で

は、総人口とともに、15歳未満の年少人口も大きく減少すると推計されており、学校の適正規模に関して、より具体的な検討を行う時期にきていると考えております。

市内の児童生徒数につきましては、小中学校の合計の数で申しますと、平成27年度は1,350人となっておりますが、5年後の平成32年度では1,106人と見込んでおり、小学校では130人、中学校では114人、全体の割合としては18%もの減少となる見通しであります。

このことは、現在行っている教育活動に大きな影響があるものと考えられますので、教育委員会といたしましては、子どもたちに良好な教育を保障する観点から、学校や地域の特性を十分に踏まえるとともに、美唄市が目指すべき教育の内容や、それを実現するための学校の適正規模などについて検討してまいりたいと考えております。

次に、図書館についてであります。はじめに、蔵書冊数の状況につきましては、平成7年度は11万2,421冊で、市民一人あたりでは、3.4冊でありました。平成17年度は13万7,803冊で、市民一人あたりでは、4.8冊でありました。また、平成26年度は14万4,124冊で、市民一人あたりでは、5.9冊となっております。

次に、現行の職員体制であります。正規職員が7名、嘱託職員が2名、臨時職員が1名の全体で10名であり、その内、司書資格を有する職員は、正規職員が1名、嘱託職員が1名の計2名となっております。

次に、図書館司書の役割についてですが、図書の選定や図書資料の提供と資料調

査等のレファレンスサービスなどを行う専門職であり、図書館司書の配置については、図書館にとって非常に大切なことと考えておりますことから、図書館職員が通信教育などにおいて司書資格を取得するなど、図書館司書の養成について検討してまいりたいと考えております。また、引き続き全体的な職員配置の中で、司書資格を有する職員の配置についても検討してまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 7番、吉岡文子議員。

●7番吉岡文子議員 自席から、何点かについて再質問させていただきます。

情報化推進についてですけれども、今ほどご答弁がありましたように、市民の中では、市の情報を得るのに82%の方が広報紙を使っておられると。一方で、SNSと呼ばれている情報については、非常に少ない数字だと言わざるを得ません。インターネット環境については、約4割の方、これは平成25年の数字ですから、もっと現在は多くなっているのかもしれませんが、それにしても、やはりインターネット環境から遠いところに置かれている市民も多いと認識しております。改めて、広報紙の充実をお願いするとともに、高齢化の進む社会状況の中で、将来的には、安否確認やネットショッピングにもつながるインターネット環境というものが重要になってくると認識しております。

以前は、市内各所で市民に向けて、パソコンが開放されていました。高齢化の進む市内にあって、このインターネット環境に触れることがない高齢者が、ぜひ触れる機会をつくるためにも、庁舎の中だけでも、このパソコンの情報を市民に公開するという考え方はで

きないものでしょうか。

やはり人間、慣れというものがないと情報、例えばインターネットとかを自分のものとして利用することは、なかなか尻込みをすることが考えられます。ぜひ、この庁舎内のどこかででも、ネット環境のない市民が体験できるような設備があればと思うのですけれども、それについて、お考えをお伺いいたします。

それから、子育て支援についてですけれども、今ほど、ピパの子保育園の特色ある保育については、理解をいたしました。新しい考え方のもとで、子どもたちの運動能力を高めていくというその保育内容について、期待をしていきたいと考えます。

また、病児病後児保育についてですけれども、働く保護者のニーズは高いものがあると考えます。管内においても、岩見沢、滝川は理解できるものの、深川においても、病児病後児保育を実施ということなので、平成 28 年度実施ということですから、これについても期待していきたいと思えます。

改めて、保育所の教育も保育所の給食も含めて、本市の子育て支援の内容を見ると、なかなか厳しい状況にあると考えます。今この予算の時期に近隣自治体では、岩見沢市がこども医療費の無料化の拡大をし、保育料や幼稚園利用料についても、第 2 子からの無料化を拡大となっています。また、道内には、ふるさと納税を活用して、子育て支援策を充実させている自治体も生まれています。

こども医療費の無料化については、子育てを経験したものなら、誰でも実感すると思いますが、子どもが頻繁に医療機関にかかるのは就学前までであり、ある程度、年齢

が上がれば、抵抗力もついてきます。特定の疾患がない限りは、あまり医療機関にお世話になることもなくなるというのが実感ではないでしょうか。であるならば、たとえ財政が厳しい状況にあっても、子育て世帯への経済支援の観点から、こども医療費の無料化に取り組めば、子育て世代の定住につながり、将来的には、税金や交付税、学校の存続などの自治体経営にとってメリットがあるということで、各自治体が、この施策に取り組むというのが、その実態なのだと私は考えています。

南空知の自治体の中には、こども医療費無料化を高校卒業まで拡大しているところも生まれています。後手に回ってきた本市においても、財政健全化計画が予定どおり終了することになるわけですから、この辺りで、子育て支援策に本腰で取り組むべきだと考えます。

高橋市長は、市政執行方針の中で、若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶えるということを目指の 1 つに掲げていますが、現実的には、これといった方策は示されていないというのが、私としての実感です。近隣自治体との子育て支援策での遅れを取り戻すための支援策が必要だと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

ごみ処理について、雑紙の収集についてお伺いをいたしました。困難な点もありますが、やはり一番大切にしなければならないのは、分別化すれば資源だということです。

この問題の質問をするにあたり、インターネットを利用して、雑紙回収について検索を試みました。1 つは、岡山大学ですが、岡山大学は、平成 15 年から雑紙回収について試行を行って、16 年度から完全実施とい

うことで、このようにQ & A19項目について、詳しくPRされています。

また、札幌市においても、無料で雑紙を回収しているということで、雑紙の回収について、市民に広く呼びかけています。これらの内容を見ますと、美唄市においては、雑紙と言われる以外にも札幌市では例えば、アルミホイルやラップなどの芯までも回収になっています。これらの回収を丁寧にやっていけば、最終処分場の延命にもつながるのではないかと考えます。

改めて、雑紙の回収について、今後、市民の分別がほとんどできているというような状況の中ですから、新たに提案することも可能ではないかと考えます。この点について、改めてご検討していただけないものか、お伺いをいたします。

また、生ごみの堆肥化ですけれども、本年度から堆肥の還元が始まるわけですが、これは、ぜひ参考にさせていただきたいということで、ご答弁はいいませんが、先行の管内の自治体の中では、農家の方には、完熟前の堆肥の方がより使いやすいということで、完熟前堆肥を配布しているというところもあります。本年度は初年度ですから、いろいろ要望も聞かなければなりませんけれども、農家の方、一般家庭の方、双方にとって使い勝手の良い堆肥について考えていっていただきたいと思います。

次に、教育行政について、お伺いをいたします。

今ほど栄幼稚園について、お伺いをいたしました。確かに幼稚園入園児が激減するというのは事実であります。厳しい実態ではあ

りますけれども、それらは真摯に受け止めるべきではないかと思っております。

しかしながら、私は、子どもたちが美唄の公立幼稚園で学んできた経験もあります。北海道において、公立幼稚園教育において、美唄の市立幼稚園が果たしてきた役割について、学ばせていただく機会もありました。かつては園児が多過ぎて、1年保育しかできなかったとも聞いております。3つの幼稚園が存在した時代から、現在は栄幼稚園1園となってしまったわけです。幼児教育を取り巻く環境は、少子化の波にもまれて厳しいことは、重々理解するものの、輝かしい歴史を誇る美唄の幼稚園教育を代表する栄幼稚園について、アルテピアッツァの美術館化を契機として、管理の点からということで検討するというのなら、また、少子化ということで検討するのなら、徹底管理で園児の教育環境を守りつつ、今まで同様に共存することでいいのではないのでしょうか。

アルテピアッツァを訪れる方々の中には、改めてあそこに幼稚園があることでの意味、意義をお持ちの方もいらっしゃると思います。何でも時流に流されるのではなく、公立幼稚園の存続を図ることこそが美唄市における、幼稚園教育を支えてこられた関係者の皆さんの努力と、ご苦勞に報いる道ではないかと考えますが、改めて、栄幼稚園に対する教育長のお考えをお伺いいたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 吉岡議員の質問にお答えいたします。

初めに、市民向けのパソコンの配置についてであります。市では、インターネットの

普及啓発を目的として、平成 12 年度に総務省の補助事業を活用し、市民が利用可能なパソコンを市役所や保健センター、図書館などに設置しましたが、利用された方の一部で、コンピュータゲームなどインターネットでの情報検索以外に利用される事案のほか、特定の方が長時間占有していたことなどにより、全ての閲覧用パソコンを撤去した経緯がありました。

市といたしましては、インターネット環境を保有していない方も多く見受けられますものの、公共施設における市民が利用可能なパソコンの配置に関して、導入経費やランニングコストのほか、パソコンの管理やセキュリティなど、検討すべき項目も多いことから、市政情報の発信方法も含め、検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、子育て支援についてであります、本年度、老朽化した 3 園を統合し、「ピパの子保育園」の整備を行ったところであります。財政健全化計画の期間中ではありましたが、本市の未来を担う子ども達の健やかな成長を願い、より良い環境のもとで質の高い保育を目指して整備を行うとともに、保護者の方々にも安心してこどもを預け、就労等ができる環境ができたものと考えております。

子育て支援の推進につきましては、本市の大変重要な施策と判断し、美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、基本目標の一つとして位置付けたところでありますことから、子育て世代の経済的負担を軽減する支援策など、検討していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、あらゆる手段を

講じながら、引き続き子育て支援の推進に取り組んでまいります。

次に、雑紙の収集についてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、廃棄物減量審議会とともに、具体的な拠点回収の方法や回収対象とする雑紙の種類などについて、しっかりと協議を行ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、大都市と地方都市との業者における考え方についても、大きな課題もあることから、しっかりと関係団体と協議を行ってまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長早瀬公平君 吉岡議員の質問にお答えいたします。

公立幼稚園についてであります、歴史的に見ますと、昭和 30 年代には市内に公立幼稚園は 6 園あり、函館市や札幌市とともに、全道の幼稚園教育の先導的な役割を担い、1 園となった現在も全道規模の研究大会等の会場となり、多くの実践的研究の提言や発表が行われております。

また、市内においては、地域の未就学児を含む保護者の方々に対する教育センター的役割をはじめ、幼保、幼小中連携における中心的役割、特別支援教育における役割、そして、幼稚園教育に関する教育研究の中心的役割などを担ってきております。

このような歴史や役割を踏まえ、お話しがあった点も含め、将来的にどのような教育体制が必要であるのか、今後、十分検討してまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 次に移ります。

1 番、森川明議員。

● 1 番森川明議員（登壇） 平成 28 年第 1 回定例会にあたりまして、大綱 6 点について、市長、教育長に質問をいたします。

その前に、政治の状況は、甘利前経済再生担当相の政治とカネ、金銭授受問題、現在、睡眠障がいと休んでいます、ひどいものです。

私は、川柳を趣味としまして、半世紀 50 年になりますが、江戸川柳に「上は金 下は杭なし 吾妻橋」と詠んだ句があります。それは、東京隅田川にかかる吾妻橋、太鼓橋で、欄干の擬宝珠は金ぴかで、下は杭がなかった、金に贅沢三昧の江戸幕府を批判し、下は食えない庶民を川柳に詠んでおり、今の政治と似ているところがあります。口利きで辞任しましたが、菓子折りにのし袋という古典的な形で金銭授受が行われたわけで、その後、閣僚の失言というよりも、無知さを露呈するような連鎖が止まらず、出るわ出るわの相次ぐ失態に国民はあきれ返り、不信が広がっています。

最近になって、3 月 2 日ですか、首相は、憲法改正を在任中に実現させる意向を明言しました。夏の参議院選で、改定の是非を最大の焦点とする、これが濃厚でざわめきが聞こえるようになってきました。

質問に入ります。大綱第 1 点目は、TPP についてです。

昨日の一般質問の場で、同僚議員から TPP について質問がありましたが、質問の視点が若干違う面もありますので、あえて質問をいたします。

（1）として、TPP による市の影響額についてです。

10 月 5 日の大筋合意以来、政府の公表は、農業生産額は 1,300 億から 2,100 億減少するものの、生産量はほぼ現状維持。食料自給率も現在の 39%を保たれるという。理由は、体質強化対策による生産コストの低減、品質の向上や経営安定対策などで、生産や農家所得が確保され、国内生産が維持される見込みと言っていますが、これは、どう転んでも所得減に結びつく希望的な観測といえます。TPP そのものは大企業のための協定であると見えています。政府の動きを見ても、もはや決定であるかのような報道であり、反対・賛成ではなく、TPP 実施を前提に大量の補助金対策が中心となっているのです。当初予算は何と 1,000 億を計上している全く驚きの額なんです。道も影響額を公表しました。農産物の生産額が 402 億から 598 億の減少試算ですが、米の影響が、政府同様にゼロとしている点、愕然としました。実態とは全くかけ離れており、安い外国産米の流通で、国内産米の価格が下がり、生産量が減る。これがはっきりしているからです。どのような分析結果でゼロとしたのか、備蓄量、飼料米に回すと言っても、その保管にしても膨大な費用がかかりますし、日本が築き上げてきました、市の消費者協会坂本会長も心配していましたが、食の安全・安心は守られるのか、確信が持てません。

国内 1 次産業の衰退によって育まれてきた日本固有の美しい景観や日本古来の伝統文化も消滅の危機に陥ります。このようなことから、農民連盟等は影響試算の見直しを求めており、当然の結果です。

伺いたい点は、①市の影響額について、前

回質問時には試算はされていない状況でしたが、どのような額になるのか。

②として、米の影響額についてです。

2点目は、農業問題についてです。

1つは、農業人口についてです。総務省の2015年国勢調査では、総人口1億2,711万47人と、10年前に比べ、94万7,305人、0.7%減少し、1920年、大正9年の調査開始以来、初めて減少に転じました。道内は、538万3,579人、減少は約12万3,000人と、都道府県別では最も多くなりました。戦後、一貫して増加を続けた大阪府が減少し、東京一極集中が一層鮮明になったといえます。道内の人口割合は、4.2%に減じており、95.5%の171市町村で減少しました。美唄市と岩見沢市の人口減は、夕張市が1つなくなるまでも減ってきているということです。

特に気がかりなのは、この人口減と並行して減り続ける農家人口についてです。農水省が発表した2015年農林業センサスによりみると、総農家数は215万3000戸、5年前の前回調査より14.8%の減で、農業就業人口は209万人、前回調査から19.8%減り、平均年齢も0.5歳上がり、66.3歳となりました。道内の就業人口は9万6,000人で、14.1%の減、平均年齢は0.3歳上がって57.1歳となったものの、全国でも北海道は最も若い結果となっております。

減少の原因は、高齢化と後継者不足で、さらには、TPPの大筋合意で安い農産物が流入する可能性があり、このままでは、将来を悲観した人の離農が進み、農業分野の弱体化がはっきりしているのです。市も人材育成、担い手対策が急務となっております。

伺いたい点は、①として、過去5年間の農家人口数、農家戸数及び新規就農者数。

②は、今後の推移と対策についてです。

3点目は、マイナンバーについてです。

(1) マイナンバーにおける市の現状についてです。

マイナンバー制度は、12桁の総背番号制で、監視社会に入ったと危惧しています。総務省によると、2月21日の時点で、市町村にカードを発行する地方公共団体情報システム機構から、発行済みカードが467万枚、2万2,000枚が不具合で電子証明書が読み取れず、再発行が必要となったということがわかりました。市区町村は、申請者への交付が正常に作動するかチェックをしますが、異状が相次いで見つかったそうです。

また、顔写真と住所が不一致のトラブル、番号記載住民票の誤送、二重発行、不審電話、便乗した詐欺、システム整備事業発注をめぐる収賄容疑で、厚労省の現職室長補佐の逮捕もあり、多くの事件が連日にわたって発生しております。

個人番号カード申請にあたっても、手続きの複雑さがあり、私の周りの住民に聞きましたところ、ほとんど交付申請をしていないという答えでありました。

この件について、市の状況を伺います。

①は、市におけるトラブルの発生状況。

②は、市で発行した1万2,204通のうち、返送された分類ごとの数。

③は、3カ月保管のあと、原則として破棄するとありますけれども、その原則とはどういうことか。

④は、市民課、企画課では、日曜日も対応

しております。人員と予算について。

⑤は、個人情報取り扱いに関する相談室の状況についてです。

4点目は、市の景気動向についてです。2月15日、内閣府が発表した2015年10月から12月期の国内総生産いわゆるGDP速報値は、2四半期ぶりにマイナス成長となり、個人消費の低迷が最大の要因で、対外経済の減速で輸出も伸び悩み、首相の法人税などで優遇してきた大企業の業績にも陰りが見え、アベノミクスは手詰まりの状況にあります。共同通信の調査では、7割がGDPマイナスは、アベノミクスの限界としてとらえ、日銀もマイナス金利という奇策を打ち出しましたが、効果は表れず、金融市場の動揺は収まりそうもありません。株価も乱高下しています。全体の底上げを図るために、ありもしないことを待つのではなく、低所得者対策など、格差是正に取り組むべきであり、消費活性化に力をそそぐべきです。

厚労省の発表した勤労統計調査によりますと、2015年働く一人当たりの給与総額は、名目賃金で、月平均31万3,856円、0.9%減、4年連続のマイナスとなり、多くの大企業は、15年春闘で賃金を底上げするべくベースアップを実施しましたが、賃上げが物価の伸びに追いつかず、働く人が景気回復を実感するまでにはなっていません。また、4割を占める非正規労働者の待遇改善は思うようにいかず、連合が2,000人を対象に労働時間を調べた総研調査では、管理職ではなく、残業手当の出る立場で残業をした35.1%が、サービス残業で、空知信金の中小企業調査も、自社の業況が悪くなるが28.7%、先行き不安で、景気の

本格調査は見通せない状況になっております。

伺いたい点は、①として、市の景気動向。

②は、サービス残業の市の実態です。

5点目は、教科書謝礼問題についてです。

(1)教科書採択の仕組みと謝礼についてです。

教科書会社が検定中の教科書を校長等に見せ、謝礼を渡していたことには驚きでした。文科省は、全国小中学校に発行する22社のうち、当初12社が5,147人に謝礼5万円から数千円を渡し、また、接待もあったとのことでした。

教科書会社は、規則の実施細則で、外部に見せることを禁止しています。道内は、全国で最も多い489人が対象とされ、その後2社、27人が増加しました。中には、市町村教育委員会職員や退職した校長等も含まれているということらしいです。教科書採択の状況につきましては、2010年第2回定例会で、沖縄県竹富町の問題がありましたから、数々質問した経過がありますが、今回の謝礼問題を含め、次の点を伺います。

①は、市の状況について。

②は、調査員とは、第5地区には何名くらいいるのか。

③は、第5地区は共同採択地区で、48名の委員をどのように選出しており、市から何名いるのか。

④は、第5地区の岩見沢市を除く空知23市町は、広域すぎないかどうか。

⑤は、謝礼金に校長等が関わったことに対し、不信感が強い。今後の対応についてです。

6点目は、日の丸君が代についてです。

(1)日の丸君が代について、1999年に国

旗・国歌法が制定されて以来、教育現場の強制はしないという政府答弁にもかかわらず、卒・入学式の強制が始まり、過去に、市も学校現場で混乱するという不幸な出来事がありました。このような強制は、戦中の挙国体制の記憶から抵抗を覚える市民が多いのも事実です。教職員が憲法で保障する内心の自由による、秩序や服従を余儀なくされる事態が、伸び伸びとした学びが保障されるとは思えませんし、力づくで従わせるやり方は、教育の場にそぐわないことです。

伺いたい点は、①として、道教育委員会から、新たな通達がなかったのかどうか。

②は、教育委員会の職員随行で、不起立、口ばくまで監視は必要ないし、中止すべきではないか。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 森川議員の質問にお答えいたします。

初めに、ＴＰＰについて、ＴＰＰによる市の影響額についてであります。先月、北海道が示した内容では、本道の農林水産物のうち農畜産物 13 品目については、全道生産額 7,970 億円に対して 4.2%から 6.0%の生産額減少が生じ、影響額は約 337 億円から約 478 億円となっているほか、たまねぎについては、0.4%から 0.6%の生産額減少で、影響額は約 2 億円から約 3 億円となっておりますが、米は国、道とも「輸入品と競合しないもの」と位置付けて影響額ゼロとしているところです。

この公表結果を基に、本市に関係のある米、小麦、牛肉及びたまねぎについて、全道の影響額に対して全道と本市の収穫量、飼育頭数などの比率から試算しますと、米の影響額は

ゼロ、小麦が約 6,300 万円、牛肉が約 39 万円から約 79 万円、たまねぎが約 70 万円から約 105 万円で、合計約 6,409 万円から約 6,484 万円となります。

このように、道の試算結果をもとに影響額を求めますと米の影響額はゼロとなりますが、道の試算結果公表後の記者会見で知事は、この試算結果は 2 回目の中間まとめであり、今後も状況を見守りながら必要に応じて影響額の再精査もあり得ると述べているところであり、市といたしましても引き続き影響予測の把握に努めてまいります。

次に、農業問題について、過去 5 年間の農家人口等についてであります。農家人口、農家戸数、新規就農者の順に申しあげますと、平成 23 年度 2,790 人、788 戸、12 人、平成 24 年度 2,726 人、772 戸、8 人、平成 25 年度 2,626 人、736 戸、11 人、平成 26 年度 2,552 人、710 戸、6 人、平成 27 年度 2,502 人、709 戸、0 人、本年度の新規就農者数は年度末で取りまとめる予定です。

次に、今後の推移と対策についてありますが、年齢が高い階層の比率が徐々に高まっており、65 歳以上の方の割合でみますと、農家人口は平成 24 年度で 3 分の 1 を超え、経営主も本年度で 3 分の 1 を超えたところであり、現状の年齢構成を考えますと、今後もこうした傾向が続くものと予測されます。

このため、地域農業を支える多様な担い手の確保が必要なことから、地域農業再生協議会や農業改良普及センターなどの関係機関と連携し、後継者の育成・確保を促進するとともに、市外からの新規就農希望者の移住定住などにもつながるよう、農業士・指導農業士

と連携した仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーについて、マイナンバーの市の現状についてであります。「市におけるトラブルの発生状況」につきましては、市が起因するトラブルは発生しておりませんが、カードを発行する地方公共団体情報システム機構のシステムトラブルにより、カードの交付時において暗証番号入力ができず、本人確認のみを行い、後日、簡易書留郵便で送付した事案が4通で6件あったところであります。

また、2月末現在、マイナンバーカードの申請は、1,509件で、そのうち、交付済は145件で、未交付の1,364件に関しては、申請された方に対して、受け取りの連絡を順次行っているところであります。

次に、「発送した1万2,204通の通知カードの返送状況」につきましては、市に返送された総数が853通で、その内訳は、「宛名先にいない」ものが264通、「郵便局での保管期間が経過し市に返送された」ものが582通、「受取拒否された」ものが7通あったところです。

そのため、市に返送された通知カードに関して、世帯主宛に案内文書を送付したところ、その内の598通は、再配達や来庁により、お渡ししておりますが、2月末現在では、255通を市で保管している状況にあります。

次に、「返送された通知カードの廃棄の原則」につきましては、総務省から、3か月程度保管した後、廃棄するよう通知されておりますが、本年3月末までに、再度、受け取りをお願いする通知を行ったうえで、入院や地方に長期滞在中などの理由により、4月以降

でなければ受け取りに来られない方の通知カードにつきましては、引き続き保管することとしております。

次に、「休日における職員の対応」であります。受け取りが閉庁日の場合におきましては、市民課職員が交代により3名で交付事務を行うこととしており、休日出勤に伴う時間外手当等につきましては、国の補助金が交付される予定となっております。

次に、「個人情報の取り扱いに関する相談室の状況」であります。相談業務につきましては企画課で行っており、問い合わせの内容としましては、入院などで住所地に居住していない場合における、通知カードを取得する方法や、マイナンバーカードのメリットに関する問い合わせが、通知カードの送付当初には、1日当たり10件程度、寄せられておりましたが、最近では、問い合わせがほとんど寄せられていない状況となっております。

次に、市の景気動向についてであります。平成28年1月に空知信用金庫が美瑛市を含め支店が所在する南空知等の地元企業178社に対して実施した「平成28年の自社業況の見通し」についてのアンケートによりますと、良いとの回答が7.3%、普通との回答が64.0%、悪いとの回答が28.7%となっております。

本市におきましても、昨年11月に行った経営・設備投資動向調査によりますと、良いと回答したものが3%、横ばいと回答したのが50%、悪いと回答したのが46%となっており、国が進める「アベノミクス」はまだまだ地方には浸透していないと感じているところであります。

そのような中、本市の設備投資におきまし

ては、昨年 1 月にハイテクセンター内にコールセンターが開設されたとともに、健康食品製造業の株式会社北海道霊芝と道外企業のホームセンター「株式会社コメリ」が本年操業に向け準備を進めているほか、近く、工場の増設を検討している企業や将来的に設備投資を検討している企業が数社あるなど、緩やかな回復基調の兆しがあるものと考えております。

次に、サービス残業の実態についてであります。昨年 11 月に行った美唄市労働基本調査によりますと、時間外労働時間につきましては、1 か月平均 10 時間以内が 64%、次いで 10 時間～20 時間が 16%となっておりますが、企業が支払う時間外賃金等の実態につきましては、把握していないところであります。しかしながら、労働者の方々が安心して就労できる労働環境を整えていくことは大変重要でありますことから、市としましては、道が発行している労働ガイドブックや各関係機関の発行するパンフレットを有効に活用し、周知を図るとともに、直接、窓口相談に来られた方々に対しては、適切な対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） 森川議員の質問にお答えいたします。

はじめに、教科書採択についてであります。教科書発行者が検定中の教科書を教員などに見せていた問題については、現在、北海道教育委員会において事実確認を行っていることと承知しております。

次に、調査員についてであります。北海道教育委員会の教科用図書の採択の基準に基

づき、第 5 採択地区では「調査委員」という名称が使われております。

この調査委員の選出方法としては、校長、教頭、教諭、市町教育委員会の指導主事に加えて保護者を含む学識経験者から各教育委員会が推薦し、教科用図書採択地区教育委員会協議会が決定することとなっております。

調査委員の人数につきましては、第 5 採択地区で、平成 26 年度の小学校用教科用図書に関しては 48 名で、平成 27 年度の中学校教科用図書に関しては 45 名となっております。本市からは平成 26 年度、平成 27 年度ともに、3 名の教員が調査委員となっております。その役割といたしましては、教科用図書に関する専門的な調査研究を行い、その内容を協議会に報告するものであります。

次に、第 5 採択地区の範囲についてであります。空知管内という地域としての共通性に加えて、採択に当たっては教科ごとに 3 名から 7 名の調査委員の確保が必要であり、一定程度の構成市町数が必要となることから、私としては適正であると認識しております。

次に、今後の対応についてであります。北海道教育委員会による事実確認の結果が明らかとなった段階で、その内容に応じて、適正に対応してまいりたいと考えております。

次に、卒業式等における国旗・国歌についてであります。北海道教育委員会においては、従前どおり学習指導要領の趣旨を踏まえた適切な実施及び儀式的行事の意義を踏まえた内容とするよう通知がなされているところであり、新たな内容の通知はありません。

次に、市教育委員会職員についてであります。卒業式や入学式において、市教育委員会

の告辞を述べる各教育委員とともに、児童生徒の卒業や入学を祝う立場で参列しております。また、各学校の創意工夫のもとに整然と式が行われているところを見させていただいているものであり、これにつきましては、続けてまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 1 番、森川明議員。

●1 番森川明議員 それでは意見を含めまして再質問をいたしたいと思います。

1 点目の T P P についてですけれども、現在、影響額、米はゼロということに対しまして、それはあり得ないという全国からの大合唱も高まっているという状況です。J A 北海道中央会の飛田会長も、反対のワッペンを外した時点で不信感があったのですが、このたびは、安い米が入れば単価も必ず下げる、関連する他の産業にどう波及するのか、一切盛り込まれていないと見直しを求め、道農村連盟の石川委員長も、道農業の影響を的確に反映されていたとは言い難いと憤りを見せています。

それに対し、T P P の政府対策本部事務方トップの鶴岡首席交渉官が、東京都内での講演で、T P P 発効で日本農業が崩壊するという当たり前の懸念に対し、実態のないお化けだと強調した点、これはもうひどい発言だと思います。当時の甘利前担当大臣は、金銭授受問題で睡眠障がいとなり逃げ回っており、説明責任を果たしていませんし、T P P 参加協議を担当した農水省の国際交渉官は、国会決議の整合性に対し、米は国別輸入枠を設けており、決議が微妙に守られていない部分もあり問題だという発言もしていることも事実です。

T P P そのものは再度申しますけれども、大企業のための協定であることがはっきりしております。昨年 10 月の大筋合意から、政府の動き・行動は、今ほど申した点を問題だと言う方もいますが、もはや決定であるかのような報道で、反対・賛成ではなく、T P P 実施を前提という対策が中心になっているという点を非常に危惧しているわけです。その中で、政府は昨日、閣議決定しました。来月から特別委員会審議に入り、早期成立を狙うもので、足並みの乱れもあります。発効にあたり、農産物の生産が 1,300 億円から 2,100 億円に減るという、米はゼロ、これは全くの論外、政府試案が恣意的で、再計算を求める声が高まっているということです。

また、アメリカ大統領選候補として有力視されている民主党のヒラリー・クリントン氏、共和党のドナルド・トランプ氏が雇用に悪影響があるとの理由で、反対を表明しており、アメリカの議会承認が難航する可能性もあるのです。昨日、市長は、地域の状況をかんがみ、どちらかといえば反対は変わっていない、米のゼロについては、国、道と方向性が同じであるという答弁でした。

再質問は、米の査定について、説明不足で理解できないということなんです。なぜ米は輸出品と競合しないと位置づけられているのか。何度も言っていますが、安い輸入品が出回ると国産米の生産が減り、悪影響が出るのは当たり前のことなんです。実は食味につきましても、アメリカ産カリフォルニア米は、日本のコシヒカリと同等なくらい、おいしさがあります。ですから、見分けがなかなかつきづらい、出回るのははっきりしてい

るという実情です。

それとあわせまして、食料自給率につきましては、内閣官房と農水省の調査があります。T P P 後の予想で、米は 32%、小麦 99%、乳製品が 45%、甘味資源作物が 100%、牛肉 68%、豚肉が 70% となり、T P P 参加で自給率が 40% から 27% という驚くべき試算が出ております。これで米の自給率は影響なしとは、絶対に言えません。米の生産量は、全道 4 位の美唄市です。この点についても再質問いたしたいと思います。

それから、2 点目の農業人口についてです。

過去 5 年間の農家人口が 288 人、農家戸数が 79 戸と答弁で減っております。全道あるいは全国を見ましても、市同様、大幅減、歯止めがかかっておりません。農業者の高齢化や担い手不足が大きな要因です。市も後継者育成・確保の推進にあたっては、従前同様、一層の努力をしたいという答弁でした。ただ、新規就農者数が毎年 10 名前後おり、明るい兆しも見えるわけです。将来にわたり、所得維持・向上とあわせ広く働きかけが必要なんです。

そこで伺いたい点は、①栗山町の農業振興公社は、5 年前から新規就農者募集支援をしており、このたびサイトを開設しました。市も誘致の一環として他の企業、インターネット利用の考えがあるのかどうか。

②離農も増え、土地は残る、耕作放棄地が増える。しかし、イオン三笠はメロンで大きな成果を挙げております。企業の農業参入についての考えについて、伺いたいと思います。

3 点目のマイナンバーについてです。手続きの複雑さ、トラブル等で、軌道に乗るのは

なかなか大変と見ていました。冒頭申したように、家の回りの住民に尋ねても、または老人クラブ等でほとんどの方の意見を聞いてみても、申請をしていないという人がほとんどなんです。中には、写真屋に行って写真を写して、わざわざ申請をしましたという方もおりましたけれども、その写真 1 つにしても 6 カ月以内であるとか、正面、無帽、無背景、裏面にも自署による氏名、印と面倒なもので、これでは申請をしないという理由がわかりました。答弁の中で、市にカードが届いても受け取りが遅れる、全国的に同じ状況ですが、手続きに時間がかかり、市によっては手続きしてもイライラして帰ってしまう方もいるということです。カードの信頼性がなくなっている、これが実態なのです。

札幌市は、機構から 2 月下旬までに市に届いている枚数が 7 万 9,000 枚中、これは人口から見て非常に低くないわけですがけれども、その中で実際に手続きした枚数が約 4,000 枚と言っております。

市も大体 7% ぐらいですけれども、交付状況については、全国的なもので、準備不足による見切り発車が、多くのトラブルを招いたとしかいえません。なぜか、全国的な結果を調べてみましたら、東京の機構で個人番号カードの I C チップに不具合が見つかり、再発行が必要となり、電子証明書が機械で読み取れなくなったカードは 2 万 2,000 枚ということを機構が発表いたしました。マイナンバー制度関連 204 億円、また、発行を伴う自治体経費支援、地方交付税 16 兆 4,983 億円、うちシステムセキュリティ対策 4 億円を計上し、各自治体のセキュリティ対策の金額は明示し

ておりませんけれども、膨大な額を要求しているんです。世論調査で、個人番号は取得したいとは思わないが、何と 65%に達している点に政府は目を向けるべきだと思います。もともとの目的は、所得を正確に把握し、公正な納税や社会保障給付を実現することであり、この個人番号は、何のために必要なのか。出発点に戻り、問い直すことが必要だとつくづく思っています。しかしながら、スタートは切られました。

現状の答弁に対し、次の点を再質問いたします。

①として、マイナンバーアンケート、先ほども触れましたけれども、取得したいと思わない人が 65%に達している。マイナンバーの再申請というのは行われぬのかどうか。

②は、4月以降の取り組みについて、政府、機構を含め、指示、通達等が市にはないのかどうか。

③は、政府は各自治体のセキュリティ対策との金額を先ほど言いましたように明示していないものの、予算は要求しております。市に対して機構のシステムトラブル等に対する予算面の裏づけがあるのかどうか。

④は、3カ月保管後の廃棄、これは市で行うことになるのかどうかという点です。

4点目は、市の景気動向についてです。この件については非常に関心が高かったわけで、答弁を見守っておりました。物価は4年連続下がり続け、2015年の実賃金の0.9%減の厚労省の調査結果のもとで景気も思うように上昇せず、アベノミクスも陰りが見えている状況かと判断をしていたからです。答弁では、地方には浸透していないという答えでした。

空知信金の景気についてのアンケートでも、良いとの答えが7.3%、普通が64%、悪いが28.7%の結果です。冒頭言ったように、良いはたった7.3%なんです。これを見ましても、一目瞭然ではないですか。市では景気動向を精査する経営設備投資動向調査で、横ばいと悪いが大体半数の答えでした。また、サービス残業にしても、市労働基本調査では、1カ月平均10時間以内が64%、10時間から20時間が16%の結果があらわれております。これらの調査結果で、ある程度の実態はきちんと把握できると思います。

結果の公表につきましては、市政に非常に有意義に結果活用もできますし、実は、私はこの2つの調査とも実態は知りませんでした。さらには、国、道からのいろいろな調査を市では実施していると思いますから、あわせて今後、市にこの結果等を知らせる場も必要ではないかと思っています。4割に達する非正規労働者、その7割が女性を示しているというデータもあり、待遇改善が必要です。首相は同一労働、同一賃金を促進させるとのことです、法も成立させました。これが同じ仕事なら賃金も同水準にする均等待遇の規定が弱められ、後退したとも言われます。企業側もこの非正規労働者の賃上げを名目に、正職員の待遇を引き下げる、このことは許されません。いずれにしても、景気動向を見守り、景気が1日も早く回復されるよう、例えば美唄の歓楽街を歩いても、ほとんど人通りがないという、こういう閑散としている状況、冷え冷えとしている状況があるんです。やはり景気が悪いなと見てもおります。これが実態なんです。いろいろ意見を述べましたけれども、

このことについては、再質問はございません。

5点目は、教科書の謝礼問題についてです。

毎年6月中旬ごろ、小中学校の全教科について、各出版社の教科書見本が市立図書館1階ロビーを会場として、展示会が開催されています。都度閲覧をした経緯があります。その教科書設定にあたる驚くべきことが明らかになりました。教科書採択に事前に教科書を調査する各採択地区の教員や保護者、学識者から選出された調査委員に対し、金品の謝礼を渡してきたことが明るみに出ました。問題は、現場の校長等教員は、選定資料をつくる調査員になることが多く、教科書選びも実質的に担っているからです。

また答弁では、この地域、岩見沢市を除く空知全域の市町、第5採択地区に該当する調査員ではなく、調査委員という名称らしいんですけど、答えでは、これが分かりました。市の状況については、道教育委員会の事実確認に行っており、さらにまた、今後の対応についても結果が明らかになっていないということで、簡単な答弁でした。今、道教育委員会に確認中で、それからその辺は結果を明らかにして質問をとということであろうと思います。そうであれば、結果が出されている次の定例会で、再度質問していきたいと思います。

再質問ですけれども、調査員と調査委員は同一であり、市に3名の調査委員がおり、適正な人物であると述べていますが、採択の権限を持つわけですから、今回の全国全道のこのような事態に対し、教育長として考えている点を伺いたいと思います。

6点目は、日の丸君が代についてです。私

が都度、日の丸に向かっての起立や君が代の斉唱を学校側から教職員に強制することのないうようにすべきということで質問してきました。なぜかといいますと、日本国憲法には、第13条で「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」としているのです。1999年に当時の野中官房長官は「起立する自由もあれば、起立しない自由もあると思うので、斉唱する自由も斉唱しない自由もあろうかと思うわけで、この法制化、それを画一的にしようというわけではございません」と政府答弁しています。実にわかりやすい答弁です。日の丸君が代の強制が、戦争する国づくり政策とそれを支える国家のための教育を目論むものとの思いから、子ども、教職員の人権の保持と教育の自由を守るために、力づくで従わせるやり方は、教育の場には全くそぐわないのです。

以前の教育現場は、憲法や1947年に制定された教育基本法の理念に基づいて、いろいろな問題を自由闊達に議論し、解決してきました。互いにじっくり話し合う時間があつたのですが、今の教育現場は、聞くところによりますと、雰囲気は暗く、何か萎縮しているのではないかとの思いもあるのです。そのせいか、心や体の病を抱えている教職員も多いということです。いわゆる自由と寛大さが徐々に失われていると感じているんです。

再質問としましては、教育長の答弁を踏まえまして、次の点を伺います。

①は、新たな内容や通知はなかったという

答弁は、強制はなかったと理解していいのかどうか。

②は、毎回答弁の中で儀式的な行事の意義とありますけれども、通知内容の儀式的内容とはどういうことか。

③は、教育委員会職員の卒・入学式参加にあたり、不起立、口ばくの確認、これは職務ではないと理解していいのか。

以上の点、再度伺います。

●議長小関勝教君 一般質問中ですが、森川議員の再質問に対する理事者の答弁は、午後からいたします。

午後 1 時 15 分まで休憩いたします。

午後 0 時 15 分 休憩

午後 1 時 15 分 開議

●議長小関勝教君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

森川議員の質問に対する、理事者の答弁から入ります。

市長。

●市長高橋幹夫君 森川議員の質問にお答えいたします。

初めに、T P P の米への影響についてであります。国は、現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率を維持した上で、アメリカ、オーストラリアの国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れることから、国産主食用米のこれまでの生産量や農家所得への影響は見込み難いとしております。

また、食料自給率についてであります。平成 25 年 3 月に国が公表した「関税撤廃した

場合の経済効果についての政府統一試算」では、即時に関税を撤廃し、追加的な対策を試算に入れないという仮定で、カロリーベースにおいて 40% から 27% 程度に減少するとしたところでありますが、平成 27 年 11 月に新たに国が示した「農林水産物の生産額の影響について」では、作物によっては関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、体質強化対策による生産コストの低減、品質向上や経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産が維持されるものと見込み、食料自給率への影響はないものとしております。

しかしながら、米については飼料用米への転換を含め生産調整に取り組む中、生産者の意欲減退など危惧される点もあることから、今後、国会の T P P 関連法案の審議の中で、十分な説明と議論がなされ、対策が講じられるべきものと考えております。

次に、新規就農者の募集についてであります。多様な担い手の育成、確保を進める上で、市外からの新規就農者の確保も重要なテーマとなっており、関係機関、団体や農業士・指導農業士等と連携した仕組みづくりを進めるとともに、募集にあたっては、市のホームページで周知するなどインターネットの効果的な活用を図ることとしております。

次に、企業等の参入についてであります。平成 21 年の農地法改正により企業等が農地を借りて農業へ参入しやすい状況となっているほか、平成 26 年からは農地中間管理事業においても企業等が農地借受に応募できる仕組みとなっていることから、企業等の参入事例も増えていると承知しております。

このため、農業への参入を希望する企業等から相談を受けた場合には、必要に応じて農業委員会や農協などと連携し対応してまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーカードについてですが、このカードの普及につきましては、申請は任意であり、申請の期間は継続されますことから、市としましては、今後もこの制度の内容に関し、広報紙や出前講座などの啓発活動を通じて、丁寧な説明に努めてまいります。

4月以降の取り組みに関する政府や機構からの指示や通達につきましては特にありませんが、平成29年7月から開始される地方公共団体等も含めた情報連携に向けて、引き続き、国や機構と連携を行いながら、システムの調整など、必要な対応に取り組んでまいります。

なお、機構のシステムトラブルに関する国からの財源措置につきましては、現在のところ、特にないところであります。

また、通知カードの保管につきましては、市に連絡がなかった方のカードは、4月に市において廃棄していくこととしております。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長早瀬公平君 森川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、教科書採択についてですが、教科書発行者、いわゆる教科書会社が禁止されている検定中の教科書を教員などに見せ、謝礼も渡していた問題につきましては、教育に対する信頼を大きく損ねかねない重大な問題であると受け止めております。教科書会社の意図としては、シェアを伸ばすためではなく、教科書づくりの参考にするための意見聴

取が目的と説明しているようですが、営業活動の過熱化であることは間違いないと感じております。

文部科学省では、これまでの方針を見直し、検定中の教科書を見せる行為について、禁止を徹底する一方、採択期間中に教科書会社から教育委員会などへの説明や意見を聞く公の場を設ける方向のようではありますが、いずれにいたしましても、一刻も早く正常化され、教科書採択の公平性、信頼性を取り戻し、教育への信頼を回復することが何より重要であると考えております。

次に、卒業式等における国旗・国歌についてですが、これまでどおり、各学校において、十分な話し合いのもとに行われるようお願いしております。

次に、儀式的行事についてですが、「学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛で清新な気持ちを味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと」とされており、卒業式や入学式などは、これにあたります。

次に、市教育委員会職員についてですが、各学校に出席する教育委員に随行し、ともに児童生徒の卒業や入学を祝う立場で参列させていただいているものであります。

●議長小関勝教君 1番、森川明議員。

●1番森川明議員 それではまず、TPPについてですけれども、米の影響額ゼロ試算について、市の基幹作物は、何といたっても米であり、納得いく行動が求められているとしております。

調べてみますと、既に熊本、新潟などは独自で試算を打って出ていると。そういうのも

ありますから、道農連も、道知事及び道議会に再分析を要請しております。

市長は、依然として影響はないと考えているのかどうか、この点について、お伺いをいたしたいと思います。

次に、卒・入学式における教育委員会職員の随行ですけれども、祝う立場で参加をするということです。そうしますと、職務の中に起立だとか、口ばくの確認までは入っていないということで、答えが2度とも同じような答弁でしたので、そう理解していいのかどうか、この点について、教育長にお伺いいたしたいと思います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 森川議員の質問にお答えいたします。

T P Pの米への影響についてのお尋ねでございますけれども、T P Pは、これまでにない国際貿易の枠組みに関わる大きな変更であり、先行きを確実に予測することは非常に難しいものと考えておりますが、本市の主要作物である米について、T P P協定発効後において大きな影響が予測される場合には、その対策について国に対して、毅然として追加的な政策を強く要請してまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長早瀬公平君 森川議員の質問にお答えいたします。

教育委員会の職員についてであります、各学校が厳粛な中でも創意工夫を凝らして行う卒業式等の「全体の様子」を見させていただきたいと考えております。

●議長小関勝教君 次に移ります。

8 番、山崎一広議員。

●8 番山崎一広議員（登壇） 平成 28 年第 1 回市議会定例会にあたり、大綱 6 点につきまして、市長並びに教育長にお聞きいたします。

国は、新たに掲げた看板施策に 1 億総活躍社会を掲げ、アピールに腐心しております。

また、新 3 本の矢が新たに放つといわれており、その 1 つが名目国内総生産いわゆる G D P 600 兆円の実現、その 2 つが合計特殊出生率 1.8%、その 3 つが介護離職者ゼロ、特に 1 つ目に掲げた G D P 600 兆円の実現は、十分可能であると訴えており、2017 年度までに 50 万人分の保育の受け皿を確保する方針を先日も打ち出しております。

地方創生まち・ひと・しごととは、今後、より一層加速する人口減少の克服と地方の創生をあわせて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指すために、国が打ち出した施策です。新 3 本の矢の実現を目的とする 1 億総活躍社会、まさに地方創生元年に向けたプランの施策等に係る企画及び立案並びに総合調整に関する事務を処理するため措置されましたが、いずれ新たな事業の投げかけ同様、交付金を活用していただくよう早目の対応を期待するところであります。

また、本市においては、まもなく迎える 27 年度末財政健全化と合わせまして、市立病院経営健全化両計画の最終年でもあり、新年度 4 月以降は、第 6 期総合計画後期基本計画が始まりますが、地域医療問題、とりわけ病院再編施設整備が最大の重要課題と思われます。

そのような中で、先の臨時議会で、市政報告がありましたが、専修短期大学、美唄の部

分です。東京の投資事業が行っている団体が購入したとの報告があり、日ごろから市長が言われております、活力あるまちづくりの一旦を担っていただけると、期待を寄せているところではありますが、市長2期目にますます期待を寄せたいところですが、その一方で、まちの空洞化も一層進んでおります。

そこでお聞きいたします。大綱の1点目は、市政執行方針について、コンパクトシティについてであります。

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に、中心市街地の活性化が図られ、生活に必要な諸機能が近接した効率的で維持可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策であります。近隣で言えば、夕張が進んでいるところであり、夕張ではまず、まちづくりのマスタープランを策定し、そこで十分協議して、安心して幸せに暮らせるまちづくりを進めるべきと考え、今日まで進めてきております。この場合、単に一極集中で進めてもダメと言われておりますし、課題も多いと伺っております。

例えば、必ずしも住民の支持を得られていないケースも多い中で、成功するのか。住民の意向を無視したいわゆる上からの押しつけになっていないか。また、市街地拡大の抑制そのものが目的と誤解され、まちのにぎわいを取り戻し再生させるという、本来の目的が忘れ去られているおそれがあります。

さらに、既存の商店街においても、ストロー効果な発言や、タイアップの失敗により、全体として見るコンパクトシティ化が成功とは言い難い状況になる場合もあります。

このような中、これらをどのように克服し、

解決しながら進めていくのか、構想の策定と同時に関係部局の横の連携が重要と思いますが、市長の公約でもありますコンパクトシティについて、どのように取り組んでいくのか、3点ほど伺います。

その1つは、郊外部を含めたまち全体と中心部をどのようにしようと考えておられるのか。

2つに、時期はいつごろを考えているのか。あわせて、担当課はどこが受け持って進めていくのか。

3つに、空き地化している商店街、特に大通商店街はどのようにしていくのか伺います。

大綱の2点目は、議会の同意を求める各種委員の選考方法についてであります。

副市長及び教育長を含め、議会の同意を要する特別職及び各種委員は、26名おられますが、特別職や議会議決委員及び市職員を除く他の各種委員の議会へ同意を求めるまでの提出に至る選考方法について、どのような経過で提出しているのか伺います。

また、議会への提出の際に事前に内協議が行われているのか、あわせて伺います。

大綱の3点目は、指定管理制度についてであります。

2003年9月施行の地方自治法の一部改正によって、公な施設、スポーツ施設や都市公園、さらに文化施設、社会福祉施設など、管理方法が管理委託制度から指定管理制度に移行されました。

これまで、公の施設の管理を外部に委ねる場合は、公共的団体いわゆる外部団体に限定されていたのを民間事業者、またはNPO法人などにも可能になったところでございます。

このことにより、議会の議決を得て指定されれば、施設の使用許可や料金設定の権限が与えられたり、利用料を収入にすることもできるようになり、このことから、サービス向上と経費節減が図られ、最大の効果が期待され、2006年9月までの移行を義務付けられたところであります。

本市では、平成18年からスタートいたしましたが、今日まで40を超える各施設で、指定管理、公募もしくは非公募で行ってきたところですが、その1つに、導入したことによる効果はあったのか。

その2つに、課題はどうだったのか。あればどのような内容か伺います。

大綱の4点目は、環境行政についてであります。

平成19年にスタートしたエコの丘びばいについてであります。処分場から排出される水質は、当初から高い位置にあったと伺っております。

昨年、生ごみ堆肥化施設もでき、かなりきれいな水質で河川などに処理水として排出されていると思います。また、毎年周辺農家の連合会と水質基準についての意見交換を行っているところですが、3点ほど伺います。

その1つに、スタート当時と、今年度までの現行の水質基準はどうなっているのか。

その2つに、隣接する民間施設との比較について。

その3つに、汚水処理費用は年間いくらくらいかかっているのか、お聞きいたします。

大綱の5点目は、福祉行政についてであります。

その1つに、手話条例の制定について伺い

ます。言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきたところであります。手話は音声言語である日本語と異なる言語であり、耳が聞こえない、聞こえづらいろうあ者が、物事を考え、会話をする時に使うものとして、育まれて今日までできたところであります。

このような過去の経過を踏まえ、道は平成28年度、有識者による検討会議を設置し、制定に向けて1歩進み、条例に盛り込む内容を検討することとしておりますが、本市の現状についてお聞きいたします。

福祉行政の2点目は、障害者差別解消法についてであります。

障がいを経験する差別の解消を推進することにより、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す障害者差別解消法が、平成25年6月25日に公布され、本年平成28年4月1日に施行されますが、これまでの本市の取り組み状況についてお伺いいたします。

大綱の6点目は、教育長にお伺いいたします。教育行政について、アルテピアッツァの美術館化についてであります。

昨年12月の定例会で、同僚議員がお聞きしたところですが、その後、議員協議会での説明を受けたところであり、今年1月4日の新聞報道で、アルテピアッツァ美術館にとの記事が掲載されました。市民の方からは、「新しく建てるのか」、「時期尚早では」という意見をお聞きしています。

そして、どのように進めていくのか、あわ

せて明日、総務・文教常任委員会が開催されますが、改めてどのように進めていくのか、お伺いします。

また、指定管理との関係はどのようなになるのか、2点ほど伺います。

最後は、生涯スポーツの振興についてであります。

サン・スポーツランドの管理棟にあります自転車の貸出状況についてであります。

昨年6月議会で、サイクリングロードの整備についてお聞きしましたが、現状での復活は難しいとのご答弁がありました。道道美唄富良野線、平成32年の部分開通を境に、まさに美唄は入り口であり出口であると思っております。今後、多くの観光客流入が見込まれるところですが、市政執行方針でも言われております、国内外の観光客の誘致に向け、岩見沢市、月形町など、2市4町で連携して実施するサイクリングイベントの北海道そらちグルメフォンドなどを通じ、国内外に発信すると言われております。このことから、周辺都市との回遊ルートの形成にかかる情報交流の充実を図り、イベント、観光ルート、シニア層や昨年多くの外国人がアルテピアッツァを訪れており、ドライブ観光ルートの提案に加え、自然や地域資源を活用したサイクルツーリズム振興を進めるべきと考えております。

そこでお聞きします。東明駅舎横にサイクリングターミナルがあると思いますが、自転車は現在、サン・スポーツランド美唄管理棟に保管されているとお聞きしております。5月から10月までの期間、貸し出しているとお聞きしておりますが、現在、何台保有されているのか。年間の貸し出し件数はどれくらい

あるのか。また、貸し出し時間は、何時から何時までなのか、お聞きします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 山崎議員の質問にお答えいたします。

初めに、市政執行方針について、コンパクトシティについてであります。本市では、人口減少を背景として、事業所の撤退や商店の閉店、大型店の移転など、中心市街地の疲弊による空洞化が進むとともに、急速な高齢化の進展などにより、郊外の放置住宅や中心街の低密度化が進むなど、空き家や廃屋の発生が課題となっております。

こうした課題に対応するため、将来の人口規模に見合ったコンパクトな市街地の形成に向けて、現在の市街地を基本とした用途地域の見直しを行うなど、将来にわたって地域の活力を維持し、子育て世代や高齢者、障がい者が安全で、安心して暮らせるコンパクトシティ構想の策定に取り組んでいくこととしております。

構想の策定につきましては、街の中心に人も施設も各種機能もまとまった、全ての市民に優しく安全で安心して暮らせる、持続可能なコンパクトなまちづくりが求められることから、郊外部を含めた、まち全体の目指すべき骨格構造の検討が重要と考えております。

次に、コンパクトシティ構想の策定期間についてであります。平成28年度は、庁内に検討組織をつくり、人口、土地利用や経済活動などの現状を把握するとともに課題の抽出と理念や将来像の検討と、様々な市の計画との関係を整理し、平成29年度中には、コンパクトシティ構想を作成することとしておりま

す。

担当につきましては、当面は都市計画を担う部署が中心となって取り進めて行くこととなりますが、本市の将来像を決める大変重要な構想であることから、各種計画との整合性や効率性を高めるための体制を検討して参りたいと考えております。

次に、空き地化している商店街についてありますが、大通商店街などに点在する店舗跡地につきましては、一部、駐車場や商店街のイベント会場として利活用されているところではありますが、商店街の空き地や空き店舗対策は、中心市街地の賑わい創出に繋がることから、国などの支援策の活用について、商工会議所や商店街組織と連携しながら、積極的に情報提供するとともに、空き地や空き店舗等の有効活用について検討してまいりたいと考えております。

次に、議会の同意を求める各種委員の選考方法について、議会へ提出されるまでの経過についてであります。各法律に定める要件に基づき、内部協議により人選を行う場合と、関連の深い団体に推薦等を依頼する場合があります。

いずれの場合におきましても、本人に職務内容等を説明のうえ了解をいただいた後、議会へ提案しているところであります。

なお、推薦等による場合の事前の内部協議につきましては、関連団体から推薦や紹介をいただいた後、関係部署等を含め協議をしたうえで、本人への承諾を得ることとしております。

次に、指定管理者制度についてありますが、指定管理者制度は、公の施設の管理につ

いて、民間事業者等が有するノウハウを活用し住民サービスの向上を図り、施設の設置目的を効果的に達成するために設けられた制度であります。

本市におきましては、平成 18 年度に 39 施設でスタートし、その後新たな導入や施設の廃止を経て、現在、公募が 15 施設、非公募が 32 施設、合わせて 47 施設で導入しております。

導入施設につきましては、全体的に利用者対応や施設の維持管理が適切に実施され、経費についても縮減の努力がされているほか、複数の施設を一体的に管理することにより効率的な運営ができていることなど、制度導入の効果が出ているものと考えております。

今後の課題といたしましては、指定管理者における雇用形態の在り方や運営基盤の安定を図るための収入増の取り組みなど指定管理者にインセンティブがはたらく仕組みづくりについての検討が必要と考えております。

次に、環境行政について、エコの丘についてありますが、初めに、現行の水質基準については、最終処分場建設後の管理運営にあたり、処分場から排出される処理水が周辺環境に悪影響を与えないように、茶志内地区の連合会と雨水を含む、埋立処分場から排出される水質基準については、国の省令で定める排水基準値よりも、更に厳しい本市独自の基準を設け、河川放流することで合意を得ているところであります。

また、毎年開催している美唄市一般廃棄物最終処分場連絡会議において、当該年度の水質調査の結果報告のほか、本市の環境概要やごみ処理の現状を説明しており、本市の水質

基準については、当初と同様の基準としていくところであります。

次に、隣接する民間施設と本市との水質基準の比較については、水質項目の中の、生物化学的酸素要求量と全窒素量については、本市が定めた基準値の方が民間施設より厳しい設定となっております。

なお、水質浄化に係る、最終処分場での汚水処理費用については、年間で、概ね 2,600 万円となっているところであります。

次に、福祉行政について、障害者差別解消法の取り組みについてであります。平成 28 年 4 月に施行されます障害者差別解消法につきましては、共生社会の実現を図るため、日常生活や社会生活で障がい者の活動を制限している社会的障壁を取り除くことが重要であり、行政機関や事業者に対し、障がい者の差別解消に向けて具体的取り組みが求められています。

地方公共団体等の対応としましては、障がい者の差別解消のための取り組みを主体的に行うこと、また障がい者差別解消支援協議会の立ち上げや広く市民に向けた啓発活動、さらに努力義務であります。職員対応要領の作成が規定されているところであります。

本市としても、障がい者の差別解消に向け、率先して主体的に取り組み、不当な差別的取扱いや、社会的障壁を取り除く合理的配慮の不提供などが行われないよう、適切な施策を検討してまいりたいと考えております。

次に、手話条例制定についてであります。手話によるコミュニケーションや情報提供が保障される環境を実現するため、福祉分野のみならず、学校、地域、企業等のさまざまな

場面で手話の普及を目的に、全国で 32 市町村、全道では、5 市町村で手話条例を制定していると承知しています。

また、北海道や札幌市については、手話以外の、聴覚、視覚、知的障がいなど全ての障がい者のコミュニケーションを含めた条例も視野に、検討を行うと伺っておりますので、今後、北海道を始め、他市の状況を見ながら対応について調査・研究してまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） 山崎議員の質問にお答えいたします。

初めに、アルテピアッツァ美唄の美術館化についてであります。アルテピアッツァ美唄は、安田侃先生の彫刻作品 44 点を常設展示するほか、コンサートや展覧会の開催、こころを彫る授業などの体験事業を実施するなど、これまでも美術館と変わらない内容の施設となっております。

このたびの美術館化の目的は、美術館としての位置付けと役割を明確にし、より高いレベルの文化芸術活動を行うとともに、本市の文化の創造とまちの賑わいの創出に寄与しようとするものであります。

なお、先に募集したパブリック・コメントの結果では、2 名 1 団体から意見が寄せられましたが、郷土史料館の充実を求められた 1 名を除き賛成のご意見でありました。

また、建物につきましては、新たに新築する等の計画は、現在のところ持っておりませんが、老朽化が進んでいることから、必要に応じて安全性や耐久性を高めるための修繕等を行ってまいりたいと考えており、今後、駐

車場の整備や屋外トイレの新設などを検討する必要があるものと考えております。

次に、施設の管理・運営につきましては、美術館となっても、これまでどおり指定管理の方法により実施してまいりたいと考えております。

次に、自転車の貸し出し状況についてであります。教育委員会では、平成8年9月にサイクリングターミナルを旧東明駅舎裏に設置した際に配置した自転車と、平成12年度に購入したマウンテンバイクを管理しております。

現在は、比較的状态の良い自転車14台をサン・スポーツランドの管理棟に移し、毎年、整備を行い無料で貸し出しております。

貸し出しの実績につきましては、平成26年度が延べ70台、27年度は延べ417台となっており、27年度は、自動車運転免許取得合宿の参加者に試行的に貸し出ししたことにより増加しております。

また、貸し出しの受付は、5月1日から10月31日までの午前9時から午後5時まで、管理棟で行っております。

●議長小関勝教君 8番、山崎一広議員

●8番山崎一広議員 自席から再質問させていただきます。

まず、コンパクトシティです。既に拡大化した郊外をどう変えていくのか。郊外との関係のよい住宅を好む住民の方々も多くいるかと思っております。ただ、郊外だけの発展を押さえれば、中心市街地が再生するのかなという懸念もあるかと思っております。担当課が、答えでは都市計画ということですが、やはり、都市計画だけではなく、建築、そして、まちの部

分も含め考えたときに、やはり商工、そして何よりも私が個人的に思うのは、企画が中心になってやるべきかなと。その担い手となって、中核となってやるべき、進めるべきかなと思っております。

確かに、都市計画を通じて有効に活用できるという、これも確かにいいものかなと思いますけれども、自転車への依存も克服できるのかと思います。現在はほとんどバスなどの公共機関で移動しておりますけれども、自転車による移動手段のように適当な手段がない場合も多いかと思っております。

先日、同僚議員からの質問にもありました。1番古いと言われております南美唄、いなほ、進徳東団地、特に、進徳東団地の何名かの方々に聞きますと、コンパクトシティでまち場に来れるのであれば、ここの地域まとめて移動していいとも言われております。あの地域はバスも一部を変更したかと記憶しておりますので、商店街のスキームをどう変えるか、訴えるのかという部分も含めまして、先ほど言いました夕張では、夕張のまちづくりプラン、マスタープランを策定して進めました。道外では、富山市がやはり1番先行しているのか、ライトレールトランジェットということで、これは国鉄、いわば鉄道で栄えたところですが、けれども、これらの部分も十分に調査研究しながらいってほしいと思いますし、市長はご存じかと思っております。

岩見沢では、中心市街地にあなたのお家を持ちませんか、200万円の補助を出すというそんな記事も先だって見ました。この辺も含めて、まちの空洞化を抑えるために、そしてコンパクトシティ、我路の奥、山手の方に

行きますと、何名かまだ住んでおります。「自分は絶対に動かない」という方も選挙で行ったときにおりましたけれども、やはり、その辺は説得と本人の納得も含めて進めれば、多分間違いなく進めていけるのかと思いますので、今後十分、横の連携、課との連携を含めて協議してほしいと思います。ご答弁はよろしいです。

次に、議会の議決を求める各種委員の選考方法についてです。これにつきましては、その委員の持っている職種の意味、趣旨、義務などについて十分理解しているとは思いますが、時には疑いたくなるような言動・行動も目立つような方々が、若干名いるかと私は記憶しております。街頭でマイクを持って演説される方、また、飲食店街で接客業と思われるような行動をとっている委員さんもおられます。この辺は十分、委員会の中で話し合っていていただいて、市民の方から、あれがいいのかという意見もはっきりと言われます。その辺は、私も調べてみました。特に、それに対する違法的なものはないかと思いますが、やはり、その職種の持っている意味合いを十分、各種委員会の中で、協議・議論してほしいと思います。

余談になりますけれども、過去にこれは職員ですけれども、いち早く当時の市長から「あなた次、特別職になるよ」と言われたみたいで、それが議員の耳に入りまして、1カ月以上、任用が遅れたという事例もございます。これはまさに議会軽視だということで、止められたケースもございますので、このようなことは現在はありませんけれども、特にこれも十分、今後協議していただいて、そして、

欠員補充をするときも、事なかれ主義でそのまま補充するのではなく、十分内部で議論していただきたいと思います。これにつきましても特にご答弁はいらないと考えております。

次に、指定管理者制度です。先ほども言いました2003年6月13日に公布されて、同年9月2日に施行されました。いわゆる小泉内閣の時に、日本において急速に振興した公益組織の法人化・民営化、いわゆる公営民営の一環とみなすことができるということでスタートしたと記憶しております。箱もの施設だけではなく、道路、水道、公園なども含まれて、河川、本市にはないですが、港、空港等、下水道も含めて、管理者は原則として、国や地方自治体とされているということになっています。

ただ、先だって市民会館が漏水したということで、報告もありました。市民会館は最終的にどこの持ち物なんだといえ、やはり教育委員会だけではない、市のものかと思えます。これは改めて別な部分で議論しますけれども、先ほどご答弁でもありました公募が15、非公募が32、合わせて47施設ということになっています。ただ、特に福祉会館が、15施設確かあったかと記憶しておりますけれども、維持できない施設が、けっこうまわりに出てきたと伺っております。市長の耳にも入っているかと思えます。進徳の方に斎場ができるという噂も聞いております。そうなりますと、ますます福祉会館の活用、使い道がなくなってくるかと思えますので、18年からスタートして、今年でちょうど10年経過します。人口減少や地域間格差などで、指定管理を外してほしいという要望等はないのかどうか、また、

見直しもあわせて必要ではないかと思います。維持できない福祉会館が複数あるとお聞きしておりますが、今後どのようにしていくのか伺います。

次に、環境行政でございます。エコの丘ができたのが平成 19 年、その後、地球にやさしい循環型社会ということで、市長も選挙公約に 1 期目のときからうたわれております。昨年、堆肥化施設もできました。堆肥化施設は稼働して 1 年、稼働するまでにさまざまな憶測や議論もありまして、誹謗中傷的な文書等も飛び交いましたけれども、堆肥化施設の先進地視察は 12 カ所ほど行っていると聞いております。エコの丘の奥にあります民間施設が、先ほど聞きますと、水質の基準がかなり軟らかいと聞いております。市では 2,600 万もかかっていると、随分かかっているなと思いますけれども、基準を下げることによって、その効果はないのか。下げたことによる費用対効果は考えられないのかということで、あわせて伺いたいと思います。

次に、福祉行政ですけれども、障害者差別解消法についてです。この法律は、不当な差別的取り扱い、合理的配慮の不提供が禁止されます。定められてあります 3 つの法律がありますけれども、障がいを理由とする差別を禁止すること、基本方針を策定すること、対応要領、対応指針を策定することとされておりますが、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置について、定めているところ です。

差別解消の支援協議会の設立も必要と思われますけれども、本市は、昭和 39 年共練の奥に初めてできました美唄学園、子どものとき

私も当時、その近所におりましたので、施設を出入りしている方々をよく見ておりましたけれども、なんら違和感なく、自然的に本当にごく普通に子どもながらに受け入れてきたなど。まさに本市が掲げております福祉のまちということで言われておりますけれども、誰もが幸せに暮らしていくために、不当な差別をしないこと、合理的に配慮することについて、考えていくべきと思いますが、福祉のまち美唄として、本市がどのように取り組んでいくのか、伺いたいと思います。

福祉行政の 2 点目、手話条例につきまして、先ほど市長のご答弁でもありました。全国では、32、全道では 5 市町村ということで言われております。特にこの近くでは、石狩が先駆で進んでいるかと思います。言語として位置づけられた市は、市民が使いやすい環境にしていくことには、市の責務であると考えております。

また、高橋はるみ知事が昨年、道のろうあ協会と話し合ったときに、ろうあ協会の会長は、「国は 2011 年に手話を言語と認めたが、苦難の歴史を薄れさせないためにも、単独の条例が必要だ」とうたっております。このことを踏まえて、先ほども申し上げました、道としては 28 年に策定に向けて進むと聞いておりますので、本市も取り組むべきと私も考えておりますけれども、この辺もあわせて伺いたいと思います。

次に、教育行政、アルテピアッツァの美術館化です。先ほど言いました道新の記事に、1 月 4 日アルテピアッツァ美術館化と出たときに、ある方からいち早くお電話をいただきまして、「建てるのかい？」と。「建てません

よ」という話をしたんですけれども、やはり、まだ市民周知が、確かにパブコメもやって意見も具体を伺いました。ただ、仮にもし今、まちづくり懇談会にいけば、間違いなくいち早く出てくるのが都市整備部の除排雪問題で、多分、今時期に行けばすぐ言われるかと。そしてこのアルテピアッツァの美術館化についても、けっこうな市民の方が頭の隅にあります。人間のど元過ぎれば忘れてしまいます。夏に行くから除排雪の問題は出てきませんけれども、冬場に行けば間違いなく除排雪の問題がすぐ出てきます。

過去に J C でイベントをやったときに、これは多分市長もおられたかと思いますが、でも、テントの位置がそこではまずいと安田侃さんに言われて、注意してよけた経過もございます。また、バス停もあそこに建てたいと考えた時に、どんなものを建てるんだということで反対されました。

それともう 1 つは、多くの外国人の方が来られます。自動販売機があそこにはないというのが、やはり大きな問題、そして外部に屋外トイレの新設も検討すると、当然トイレは必要かと思えます。

ただ、まだまだ市民理解が得られていない部分、私はやはり入館料をとるべきではないかと思えます。道内に何施設かありますけれども、旭川の彫刻美術館、中原定次郎記念館につきましては、一般 300 円、団体 240 円、パスポートで 600 円というのはちょっとわからないんですけれども、このような入館料をやはり取っているんです。これはやはり、入館料をとるべきかなと。ただ、札幌の芸術の森につきましては、川を挟んで対岸にあります

るので、渡ろうにも川を泳いで、泳ぐまでの距離もないんでしょうけれども、きちんとした区別がされています。本市においてはその区別がないので、バスから降りてそのまま歩いていく形になったときに、館の中に入れるのかな、逆に入ってどうするのかと考えることもありますので、その辺は十分今後検討してほしいと思いますし、また、コンサートを開催するにおいても、スプリンクラー、あわせて消防法や建築基準法をクリアしなければならない問題はないのかと、この辺もあえてお聞きします。先ほど言われました幼稚園もありますので。そして 1 番言われるのは、これはたしか副市長が教育委員会にいたかと思えますけれども、美唄市名誉市民第 1 号花柳鳴介さんを推薦したのは、たしか副市長が教育委員会にいたときかと記憶しております。その 2 年後、安田侃さんが第 2 号になっておりますけれども、やはり、美唄市にとっては 2 人とも本当に貴重な財産です。この 2 人が特に比較されます。かたや自費であそこまでやっているのになんだと言われることもあります。それとまた別にアルテピアッツァは貴重な財産だと思いますので、その辺十分、今後検討して、入館料を取る、今すぐとるという形は検討できないかもしれませんが、1 年後、2 年後に向けて、十分協議を重ねてほしいと思います。その辺を含めてご答弁願いたいと思います。

最後になります。サン・スポーツランドの管理棟にある自転車、台数含めて、利用回数は、昨年 417 台、免許取得の合宿のときに使われたということでお聞きしました。ただ、「27 年度美唄市の教育」の中にも美唄市サイ

クリングロードということで 61 ページに出
ております。まだこれも多分廃止しないだろ
うと思いますので、サイクリングロードの活
用方法について、今後、道道美唄富良野線が
できたあとに、当然何か形が、国が出た時に、
それを活用できる話で、それまで維持してい
ただきたいと、これは要望しております。

そして、先だって市長が台湾に行って、国
際自転車会議のベロシティ・グローバル
2016 で基調講演を行ってきました。切り抜き
ですけれども、2 月 27 日から連載して、この
ように「空知の田園風景世界に」、「美唄市、
地名度など課題も」、「観光の魅力 P R に関心」、
「自転車の美唄」 P R 効果に自信」、ただこ
の中に市長の言われております、市民の健康
増進などにつなげる方法を考えますというこ
とも言うておりますので、ぜひとも自転車の
活用を駅前には置けないものかと。サイクリ
ングターミナル的なものはまた別にしまして、
駐輪場があります。あの中の一部を活用して、
内外から観光客が来ると。先ほども言われま
した、自動車免許の取得の方だけで、これは
観光客ではない、別な目的で来られたかと思
いますけれども、レンタルで、観光客だけで
はなく市民の移動手段にも使える。かなりそ
れには人の配置も含めて、場所の位置も確か
に検討しなければだめかなと思いますけれど
も、防犯カメラはたしか設置されていると思
いますので、市長の公約でもあります、サイ
クルツーリズムも含めて、街中のサイクリ
ングロードの整備も含めて、海外のウォーキン
グロードを活用して、市内のウォーキングロ
ードも活用して、特にすぐ近くにある北海幹
線、今ウォーキングロード、保健センターに

もあります。7 キロ、8 キロ、9 キロコース
もあの中にありますので、それらを活用した
何か別な形のロードも含めてできないものか
と、お伺いいたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 山崎議員の質問にお答え
いたします。

初めに、指定管理者制度についてでありま
すが、指定管理者制度導入からこれまでの間
に、指定管理者から指定管理を返上したいと
の申し出は受けていないところであります。

地域福社会館につきましては、指定管理者
制度導入前から管理委託として地域の皆さん
に運営していただいているところですが、運
営委員会等との意見交換の中で、人口の減少
をはじめ社会情勢の変化により利用料収入が
減少し運営が難しくなっているとお話を伺
っておりますので、今後においても継続
して地域で運営できるよう、その方策につ
いて運営委員会等の皆さんと十分協議してま
いりたいと考えております。

次に、隣接する民間施設と国が定めている
水質基準の比較についてであります。水質
項目の中で、生物化学的酸素要求量、浮遊物
質量、全窒素量について、国の省令で定める
水質基準より厳しい設定値となっていると
ころであります。

また、本市の水質については、昨年からは
開始しました、生ごみの堆肥化や燃やせるご
みの焼却処理により、現在、埋立対象となっ
ているものはガラスや陶器類等となっている
ため、水質もこれまでに比べ、浄化していく
ものと考えております。

このため、最終処分場の汚水処理に係るコ

スト削減を図っていくためにも、隣接する民間施設と同等の水質基準にまで緩和できるよう、最終処分場の連絡会議や関係団体等と協議してまいりたいと考えております。

なお、水質基準の緩和により、年間 700 万円程度のコスト削減が図られるものと試算しているところであります。

次に、障害者差別解消法の取り組み状況についてであります。障害者差別解消法の趣旨にもとづき、市といたしましても、広報紙やホームページなどあらゆる機会を活用し、啓宣・啓発に努めるとともに、相談及び紛争の防止などの体制の整備として、関係事業者や関係団体の意見をいただきながら、障がい者差別解消支援協議会を設置してまいります。

次に、手話条例制定についてであります。これまでに、手話奉仕員養成講習会や登録手話奉仕員研修会を実施し、23 名の手話奉仕員の登録をいただき、市民への手話に対する理解も浸透してきていると感じているところであります。

手話条例の制定につきましては、障がいのあるなしに関わらず、共生社会の実現のため必要な条例と考えておりますが、条例制定に向けては、他市の状況を確認するとともに、関係団体などからの意見を伺いながら、調査・研究をしてまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長早瀬公平君 山崎議員の質問にお答えいたします。

初めに、アルテピアッツァ美唄の入館料に

ついてでございますが、収入確保の観点から、これまでどおり引き続き、検討したいと考えております。

消防法や建築基準法との関係であります。施設開設時には、既に美術館として用途変更を申請しており、今回、登録いたしましても、これまでと用途や建物の内容に変更がありませんので、新たな要件が生じたり、スプリンクラーなどの設備等が必要になることはないことを確認しております。

次に、自転車の貸し出し場所についてであります。利用者の利便性を考えたとき、貸し出し場所が市の中心部にあることが望ましいと考えております。

しかしながら、貸し出し業務の担い手や保管場所の確保を考えた場合、課題が多いことから、現在、検討しております既存の道路網を活用した新たなサイクリングコースを確定した後、利便性、安全性の観点や管理方法などを含め、市長部局や関係機関とも協議しながら早急に検討してまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 以上で、一般質問を終わります。

●議長小関勝教君 これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 2 時 15 分 散会